物流パターンごとの荷主の考え方

令和８年５月

目次

・荷主等の定義・義務
・荷主の区分の考え方
・複数の種別の荷主等に該当する場合

１．基本パターン
1-1. 通常物流
1-2. 引取物流
1-3. 社内物流
1-4. 自社配送
1-5. チャーター便
1-6. トラック以外の輸送を含む場合
1-7. 連鎖化事業者

２．物流業務の委託等を行うパターン
2-1. 寄託倉庫
2-2. 物流子会社・３PL
2-3. 専用倉庫・配送センター

３．間接的な売買や受渡しのパターン
3-1. 委託販売
3-2. 材工請負
3-3. 元請事業者が資材等を発注している場合
3-4. 製造メーカー等が業務を発注している場合
3-5. 商流のみに関わる場合
3-6. 運送契約を締結するが貨物の受渡しに関わらない場合

４．その他
4-1. 事業者・消費者間の物流
4-2. 共同配送
4-3. 巡回集荷/配送
4-4. 海外への運送
4-5. 海外からの運送
4-6. 廃棄物運搬における荷主の考え方とポイント

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0	―	初版。2025年４月１日施行
1.1	2025年７月４日	p.21,p.26,p.29,p.31,p.38,p.39,p.42を追加。 p.25,p.40,p.41を修正。
1.2	2025年８月29日	p.40,p.41を追加。P.39を修正。
1.3	2026年５月27日	p.17,p.26を追加。

凡例

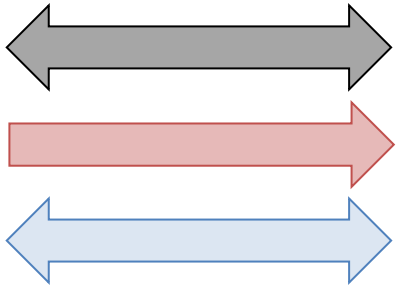

【Mトン】

物流関連取引の流れ

モノの流れ

売買取引の流れ

特定事業者の指定基準
重量として計上する重量

荷主等の定義・義務

種別	定義（第30条／第45条）	努力義務(※)	特定事業者の義務
貨物自動車運送事業者等	貨物自動車運送事業者等貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）及び同法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。	第34条 ・積載効率の向上等（輸送網の集約、配送の共同化等）	・中長期計画 ・定期報告
第一種荷主	自らの事業（貨物の運送の事業を除く。）に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）に貨物の運送を行わせることを内容とする契約（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。）を締結する者をいう。	第37条第１項～第３項 ・積載効率の向上等（リードタイムの確保等） ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮（パレットの利用等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
第二種荷主	次に掲げる者をいう。 イ　自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。ロ及び第四十五条第五項において同じ。）に関して継続して貨物（自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。ロ及び第四十二条第四項において同じ。）を運転者（他の者に雇用されている運転者に限る。以下この号において同じ。）から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者 ロ　自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者	第37条第４項・第５項 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等（第一種荷主への協力等） ・荷役時間の短縮（検品の効率化等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
貨物自動車関連事業者	次に掲げる者をいう。 イ　倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下「倉庫業者」という。） ロ　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に掲げる事業を経営する者であって、当該事業について運転者との間で貨物の受渡しを行うもの ハ　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業を経営する者のうち貨物の運送を行うものであって、当該航空運送事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者 ニ　鉄道事業法第二条第二項の第一種鉄道事業又は同条第三項の第二種鉄道事業を経営する者のうち貨物の運送を行うものであって、当該第一種鉄道事業又は当該第二種鉄道事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者	第41条 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮（停留場所の拡張、荷役等に前後する貨物の搬出入の迅速化等）	・中長期計画 ・定期報告
連鎖化事業者	定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者であって、当該契約に基づき、当該契約の相手方（以下この条において「連鎖対象者」という。）と運転者との間の貨物の受渡しの日及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるもの	第45条 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等（第一種荷主への協力等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任

(※)荷役等時間の短縮の対象は、荷主自身が管理する施設及び寄託先の施設におけるもの。荷待ち時間の短縮の対象は、くわえてその周辺の場所におけるもの。

荷主の区分の考え方

自社トラック以外のトラックを貨物の運送・受取りに利用していますか？

はい

運送契約の締結は誰が行っていますか？

①自社
（元請けトラック事業者、物流子会社、３ＰＬ等に委託する場合を含む。）

②取引先
（取引先の社用トラックを利用する場合を含む。）

①

①自社トラック以外のトラックで運送する貨物の年間重量はいくらですか？

9万トン以上 → **特定第一種荷主**
※中長期計画、定期報告等の対応が必要

9万トン未満 → **第一種荷主**
※努力義務のみ

②

②自社トラック以外のトラックとの間で受け取る・引き渡す貨物の年間重量はいくらですか？

9万トン以上 → **特定第二種荷主**
※中長期計画、定期報告等の対応が必要

9万トン未満 → **第二種荷主**
※努力義務のみ

いいえ

物流効率化法上の荷主には該当しない

※物流に関わる事業者には物流効率化法第32条の責務規定がかかります。

【留意事項】

- 運送事業者との運送契約について、自社契約、取引先契約（自社の管理下で貨物の受渡しを行うものに限る。）の両方がある場合、第一種荷主、第二種荷主の両方に該当します。（フローチャートの①、②両方に該当します。）
- 取扱貨物の重量は、受取り、引渡しで区別せず、自社契約分、取引先契約分のそれぞれで、受取り分と引渡し分の貨物重量を合算します。（例えば、年間受取貨物重量５万ｔ、年間引渡貨物重量５万ｔ、いずれも取引先契約の運送事業者とやり取りしている場合、 第二種荷主としての取扱貨物重量10万ｔとなり、特定第二種荷主に該当します。）

複数の種別の荷主等に該当する場合の扱い

ケースA：第一種荷主かつ第二種荷主

- 製造業、卸売業等において、仕入時は仕入元が、出荷時は自らが運送契約を締結する場合などは、第一種荷主及び第二種荷主に該当する。

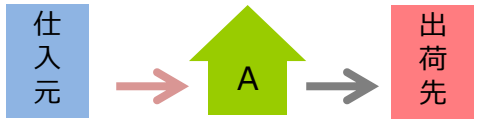

ケースB：第一種荷主のみ又は第二種荷主のみ

- 卸売業等において、仕入（引取物流）も出荷も自らが運送契約を締結する場合などは、第一種荷主のみに該当する。
- 小売業等において、仕入れたものを個人消費者に販売するのみで、自ら運送契約を締結することがない場合などは、第二種荷主のみに該当する。

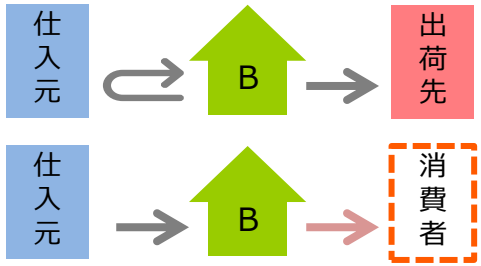

ケースC：第一種荷主かつ連鎖化事業者

- フランチャイズ店が仕入れる商品の配送センターを当該フランチャイズの本部が管理しており、当該本部が運送契約を締結している場合、当該本部は第一種荷主及び連鎖化事業者に該当する。

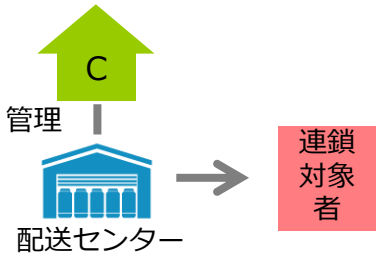

ケースD：第一種荷主かつ第二種荷主かつ貨物自動車運送事業者等かつ貨物自動車関連事業者

- 卸売業等において、仕入れ及び出荷を行うほか、トラック業及び倉庫業も営む場合は、第一種荷主・第二種荷主・貨物自動車運送事業者等・貨物自動車関連事業者の全てに該当する。

1-1. 通常物流

○ 運送契約を締結する者＝荷送人が第一種荷主。
○ 運送契約は締結しないが荷を受け取る者＝荷受人が第二種荷主。

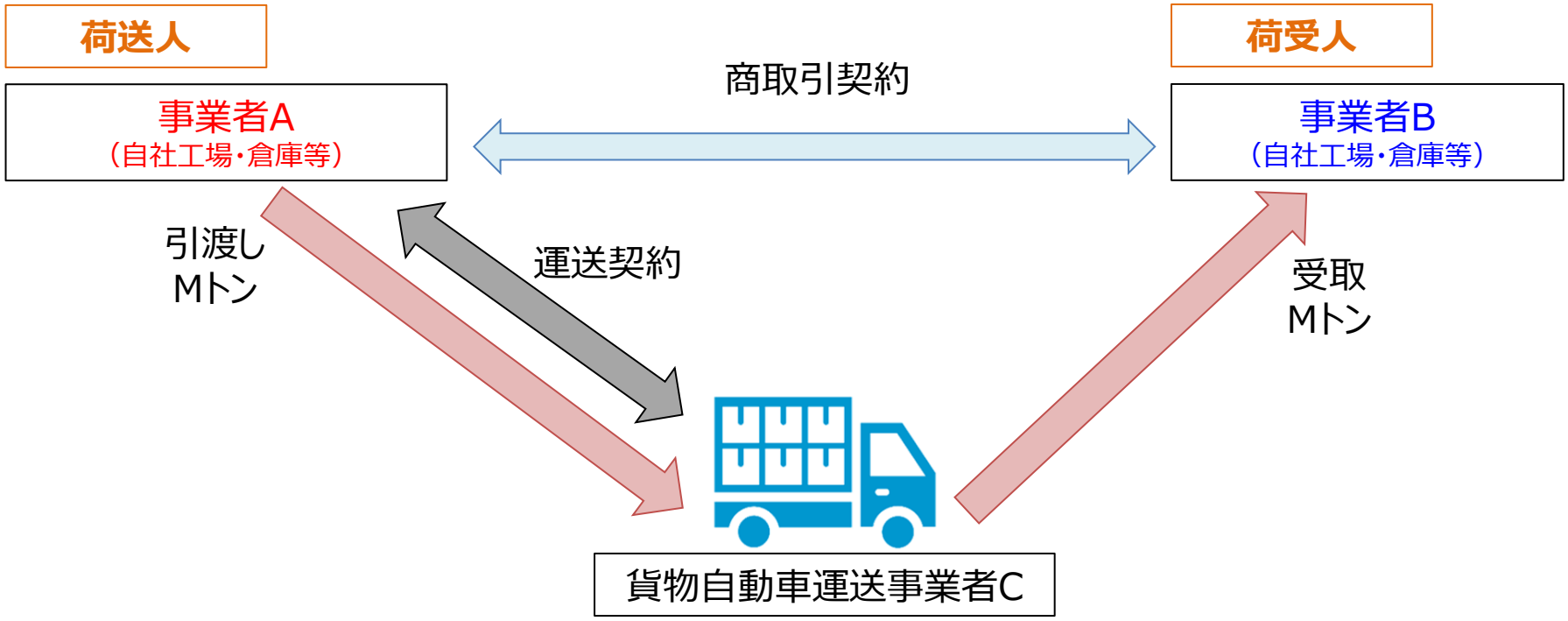

第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

1-1. 通常物流

○ **元請トラック事業者**や**貨物利用運送事業者を介しトラックを手配**した場合、**第一種荷主は荷送人。**
※ 元請トラック事業者や貨物利用運送事業者は、「貨物の運送の事業」として運送契約を締結する者であり、条文上、荷主から除かれる。

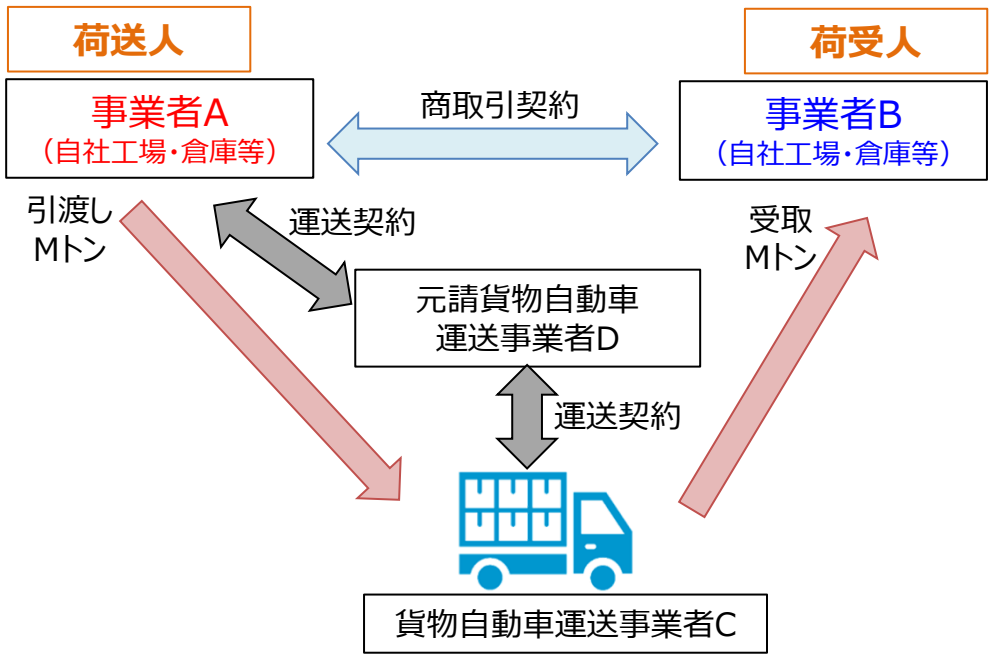

第一種荷主：事業者A
【Mトン】

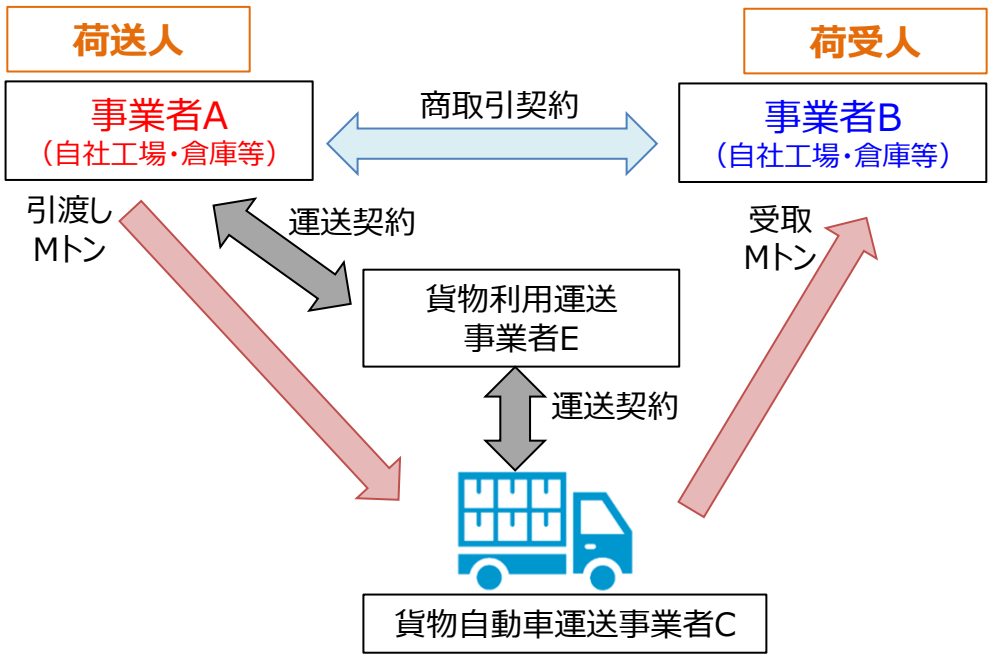

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

1-1. 通常物流

○ **特定第二種貨物利用運送事業者を介しトラックを手配**した場合、**第一種荷主は荷送人。**
※ 貨物自動車を使用しないで運送を行わせる貨物は特定事業者の指定基準重量から除く。

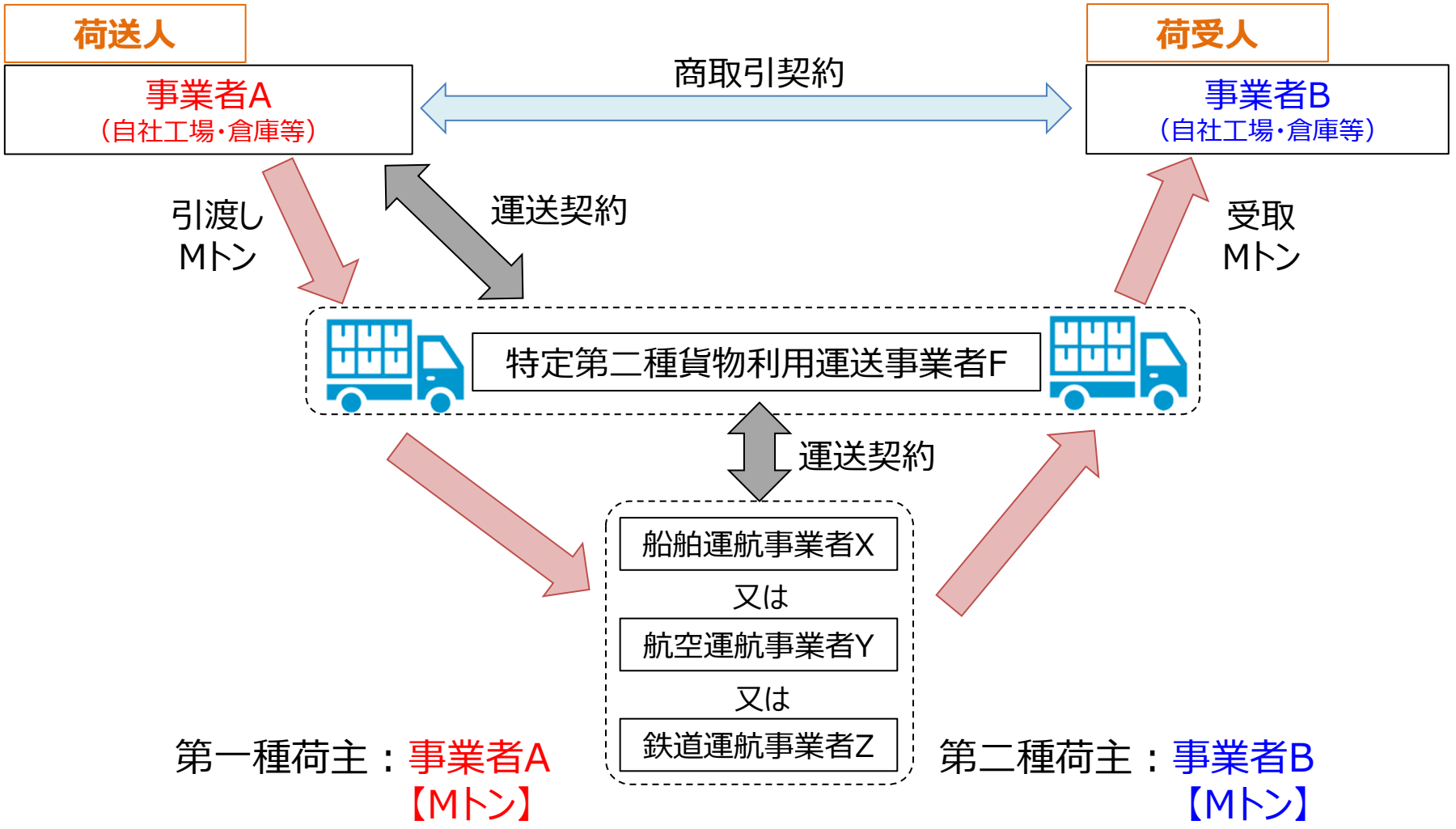

1-2. 引取物流

○ 運送契約を締結する者＝荷受人が第一種荷主。
○ 運送契約は締結しないが荷を引き渡す者＝荷送人が第二種荷主。

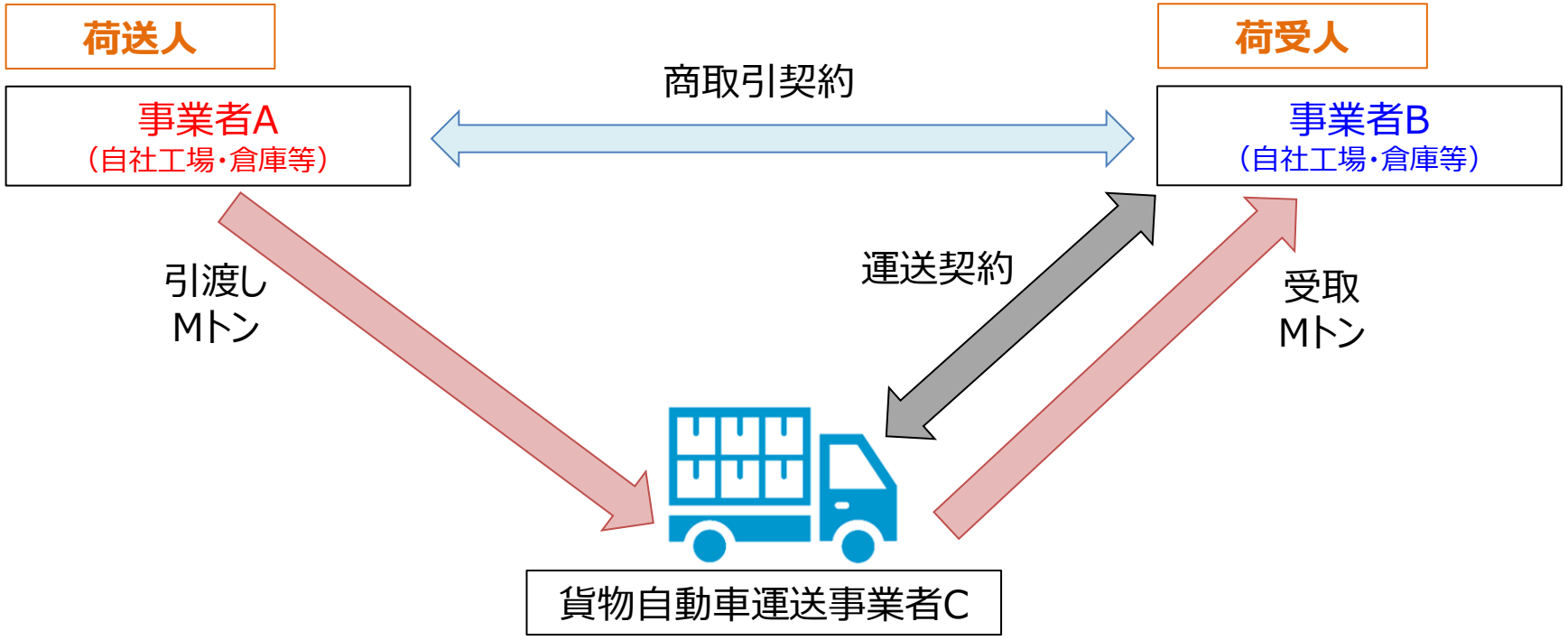

第一種荷主：事業者B
【Mトン】

第二種荷主：事業者A
【Mトン】

1-3. 社内物流

○ **荷送人及び荷受人の双方が運送契約を締結する者と同事業者**の場合は、当該事業者が第一種荷主に該当し、**第二種荷主は該当なし**とする。

※ 特定事業者の指定基準重量への計上は、引渡し又は受取いずれかのみ、第一種荷主としての重量に計上すればよい。

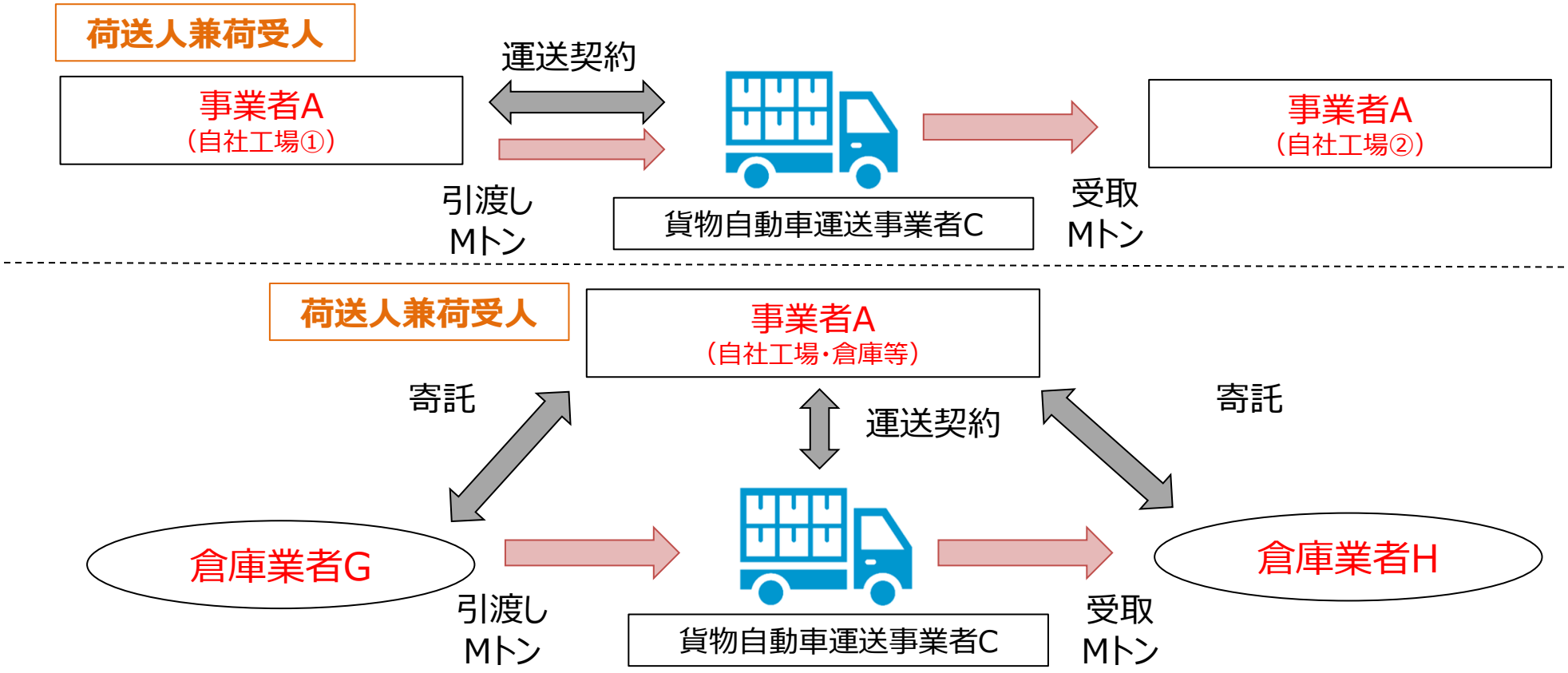

第一種荷主：事業者A【Mトン】

第二種荷主：なし

1-3. 社内物流

○　同じ貨物について複数拠点を経由し運送する場合、**受渡しが生じるたびに特定事業者の指定基準重量に計上**する。
※　引渡し又は受取いずれかのみ、第一種荷主としての重量に計上すればよい。

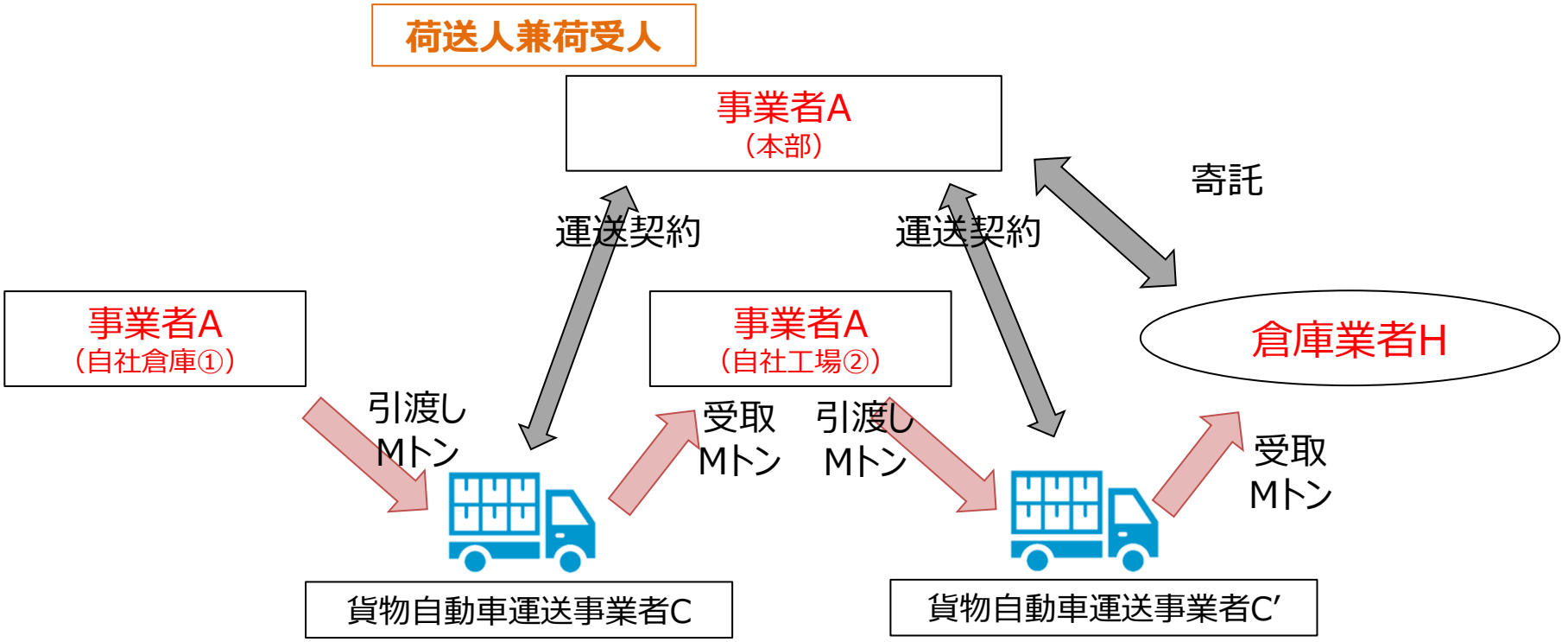

第一種荷主：事業者A【2Mトン】

第二種荷主：なし

1-4. 自社配送

○ **自社従業員に貨物の運送を行わせる**場合、**第一種荷主は該当なし、運送の相手方は第二種荷主**とする。（第二種荷主は他の者に雇用されている運転者から受渡しを行う者とされている。）

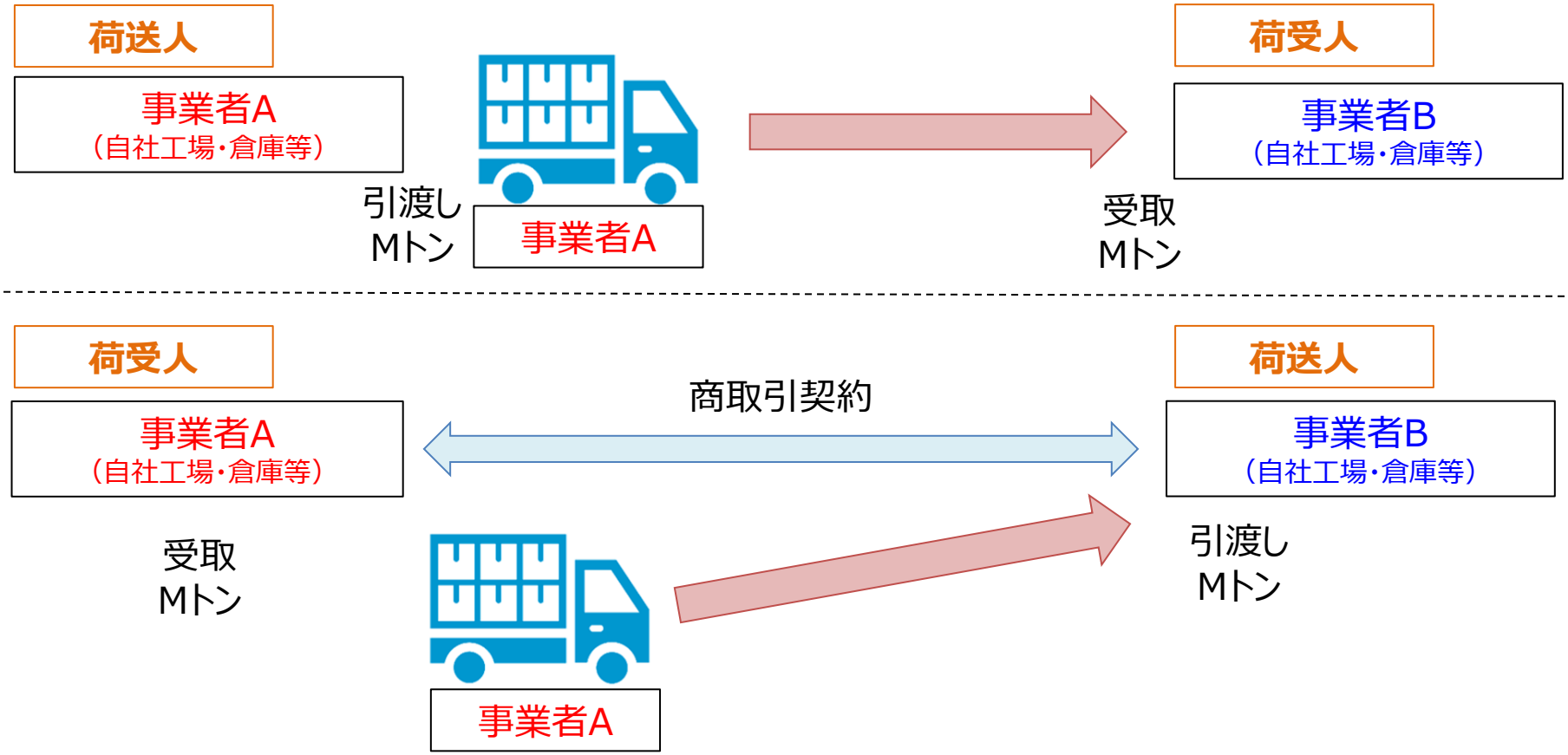

第一種荷主：なし

第二種荷主：事業者B【Mトン】

1-5. チャーター便

○　契約方法にかかわらず、**実態として自らの事業に関して継続的に行わせる運送又は受渡しについては荷主**となる。（引越等の突発的な需要に対応するための運行等は、荷主としての義務の対象外。）

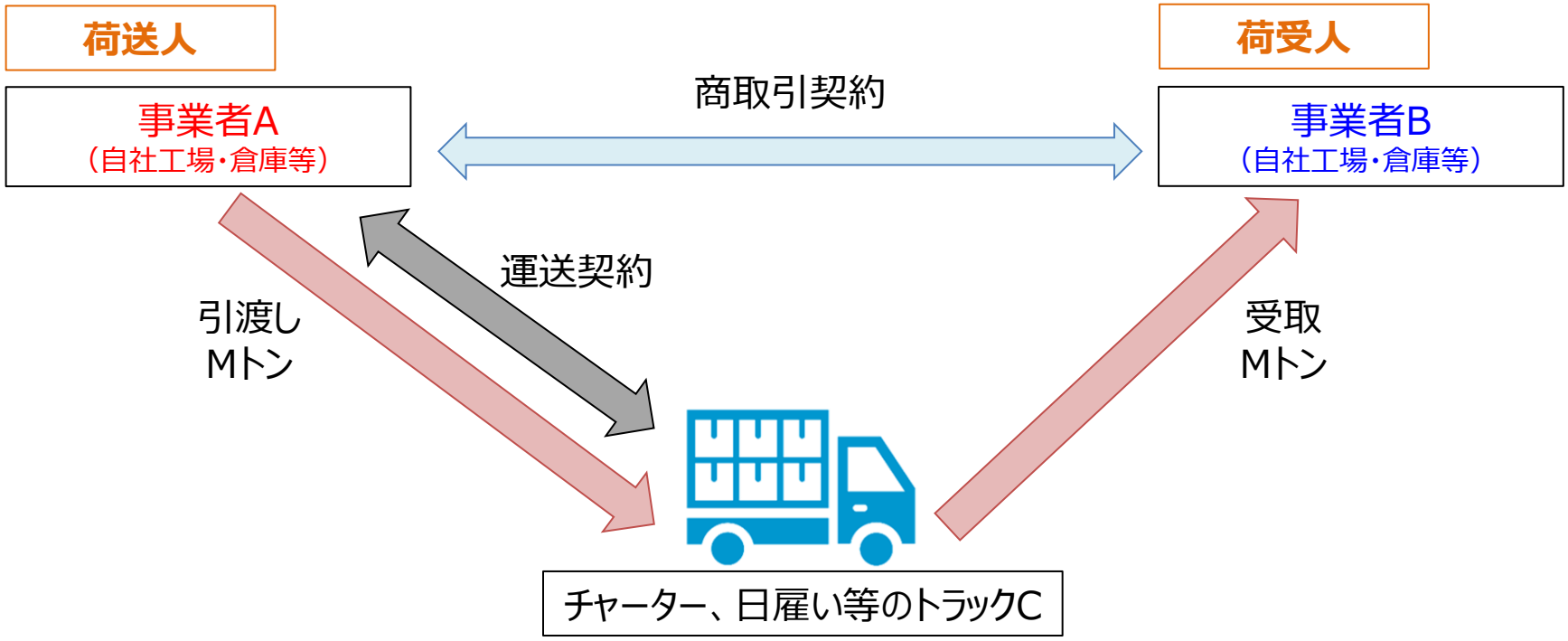

※実態として継続的な運送である場合

第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

1-6. トラック以外での運送を含む場合

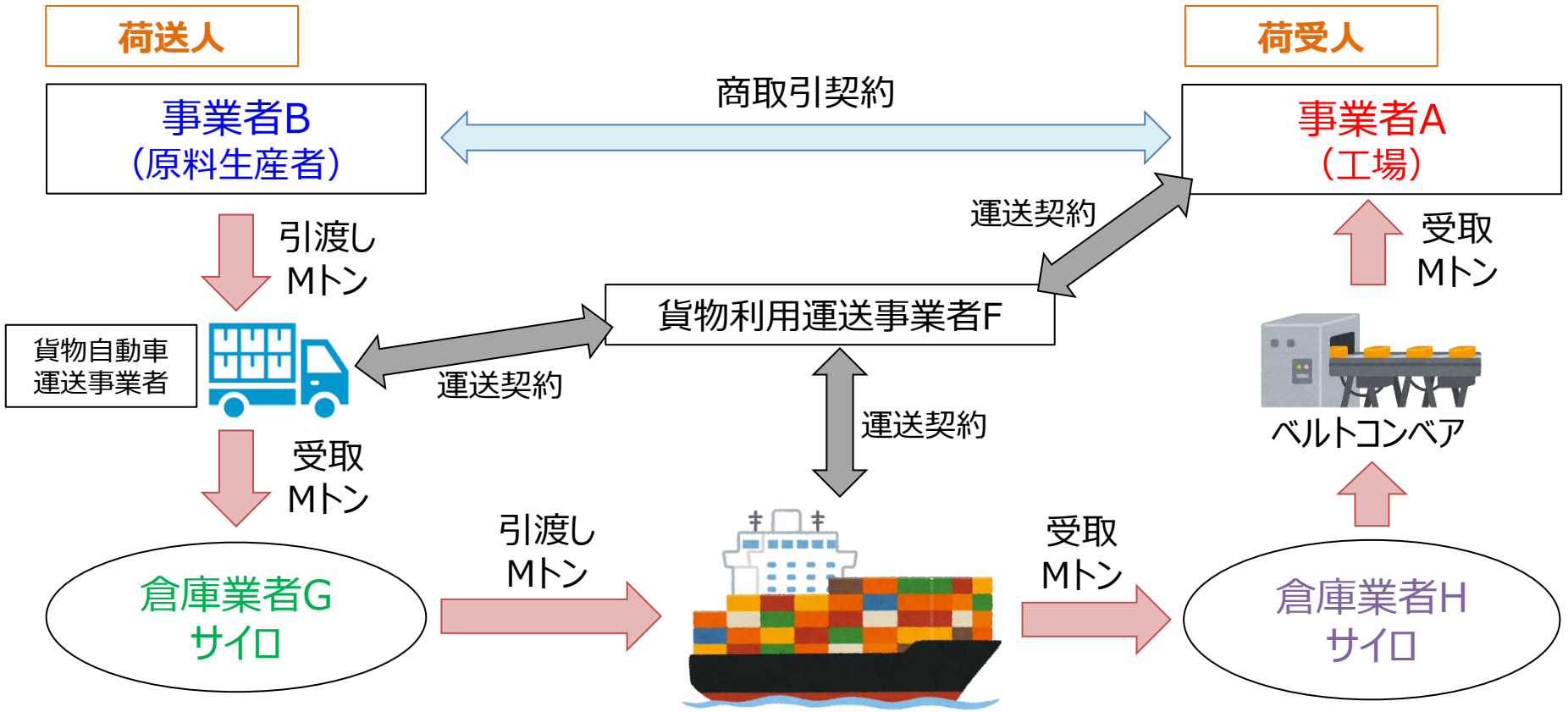

第一種荷主：事業者A

※　荷待ち時間等の短縮の対象は、自ら管理し、又は寄託契約を締結した者が管理する施設のみ。
＝本パターンでは計測対象なし。
倉庫業者Hからトラック輸送すると工場が計測対象。

第二種荷主：事業者B

※　倉庫業者Gは、自らの保管の事業のために受取を行うため、第二種荷主に当たらない。

※　貨物自動車運送事業者以外への引渡し・受取は取扱貨物量に計上されず、荷待ち時間等の短縮の対象ともならない。

（参考）通常物流と社内物流で第二種荷主の重量の切り分けが難しい場合

○　第二種荷主としての特定事業者の指定基準重量への計上は、第二種荷主がないパターンと通常の第二種荷主のパターンの**仕分けの負担が大きい場合**は**両方を計上してもよい。**

運送①：社内物流

運送②：通常物流

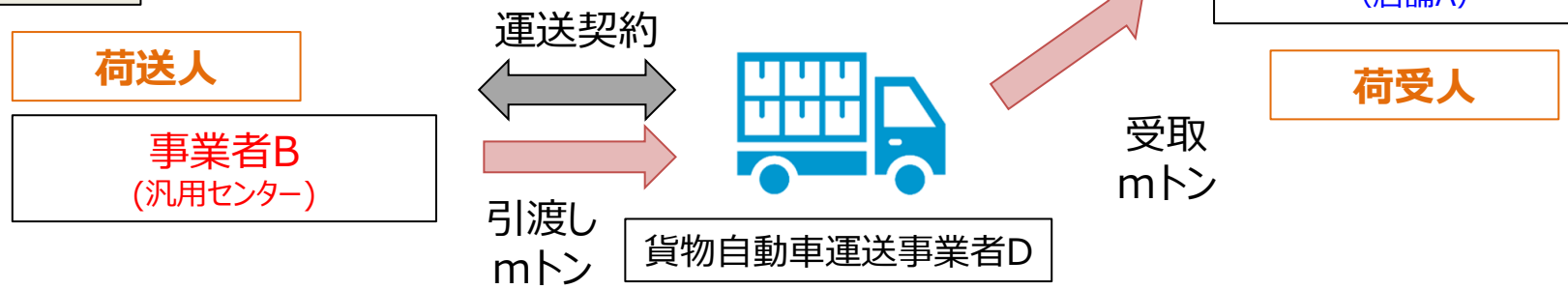

運送①：　第一種荷主：事業者A【Mトン】　第二種荷主：なし　※運送②と切り分けられない場合は【Mトン】
運送②：　第一種荷主：事業者B【mトン】　第二種荷主：事業者A【mトン】

※上記の２つのパターンある場合、事業者Aの第二種荷主としての重量は運送②におけるMトンのみであるが、運送①の受け取り重量と運送②で受け取る貨物の重量の合計が切り分けられない場合は、両方を第二種荷主の重量（M＋mトン）として重複計上してもよい。

1-7. 共同企業体（ジョイント・ベンチャー）

○　複数企業が共同で出資する工場での生産、共同で受注・施行する工事など独立した事業者でない**共同企業体**が貨物を受渡しする場合は、特定荷主の指定基準重量に計上する**取扱貨物重量を出資額、施行区分等に基づく按分**で把握することや、**荷待ち時間等の計測の対象外とすること**を**許容**する。

※原料・製品の引渡し・受取いずれも、
- 荷主は荷の最終的な所有権が属する方の事業者とする。
- 貨物重量はそれぞれ算出できない場合、按分を認める。（按分方法は事業の実態に応じて設定）
- 工場は自ら管理する施設として扱うが、時間計測の対象から除外してよい。
（両社の平均時間を報告すること等も可）

原料引渡し・受取時
第一種荷主：メーカーA
【Mトン】
第二種荷主：メーカーB・C
【Mトンを按分】

製品引渡し・受取時
第一種荷主：メーカーC
【mトン】
第二種荷主：なし

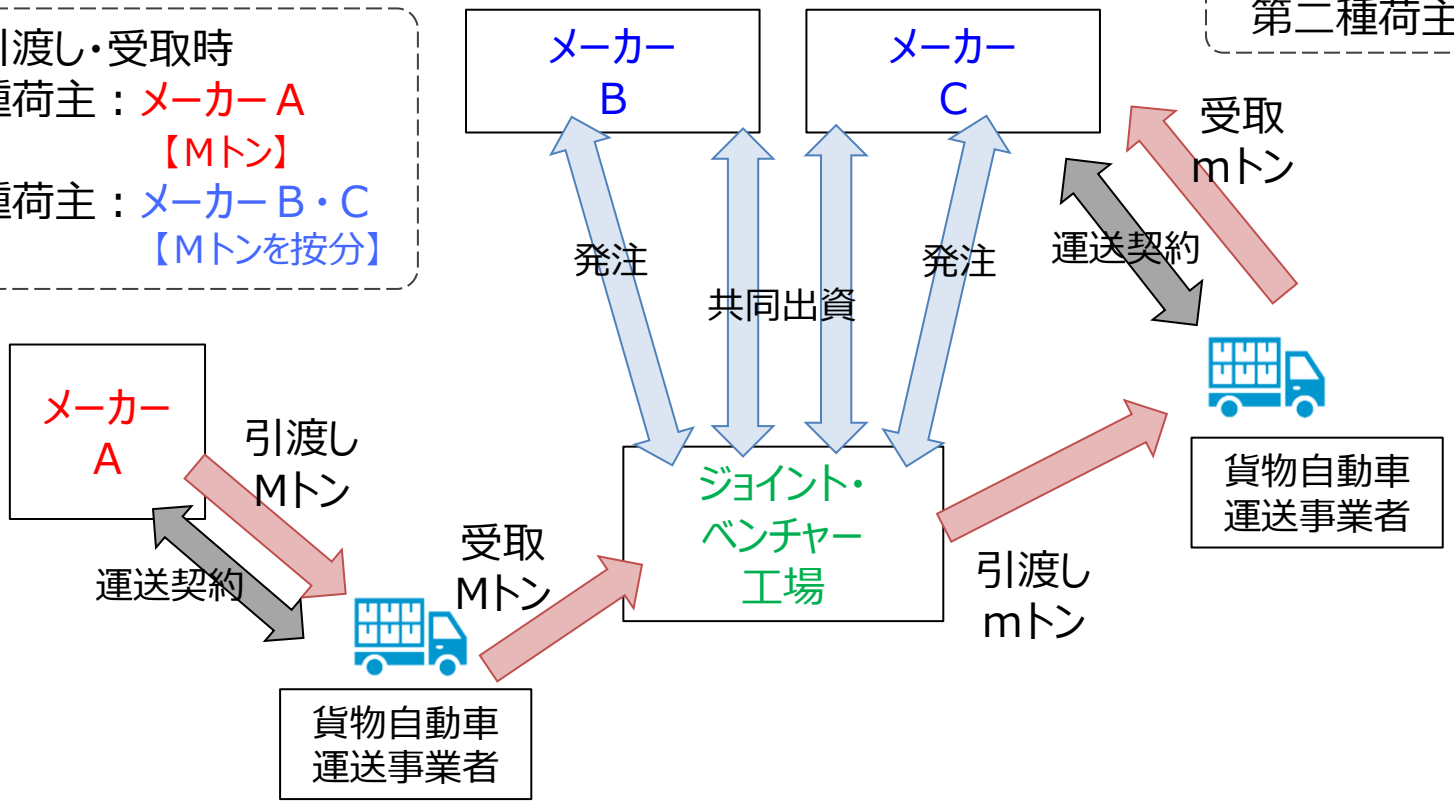

1-8. 連鎖化事業者

○　連鎖化事業者は、右図「カバーすべき範囲」の受取重量を指定基準重量とする（自社の運送・受渡し重量とは別に算定する）。

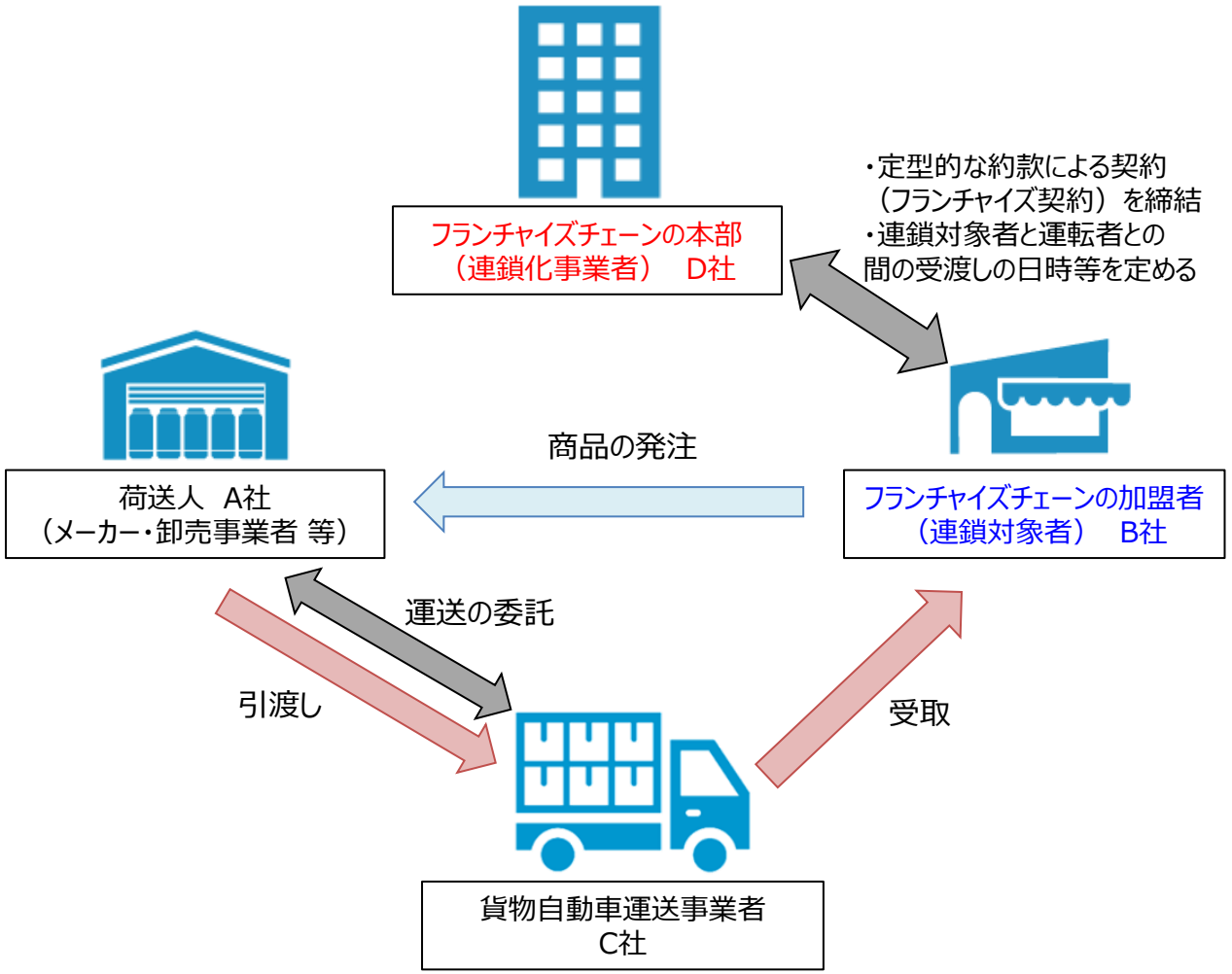

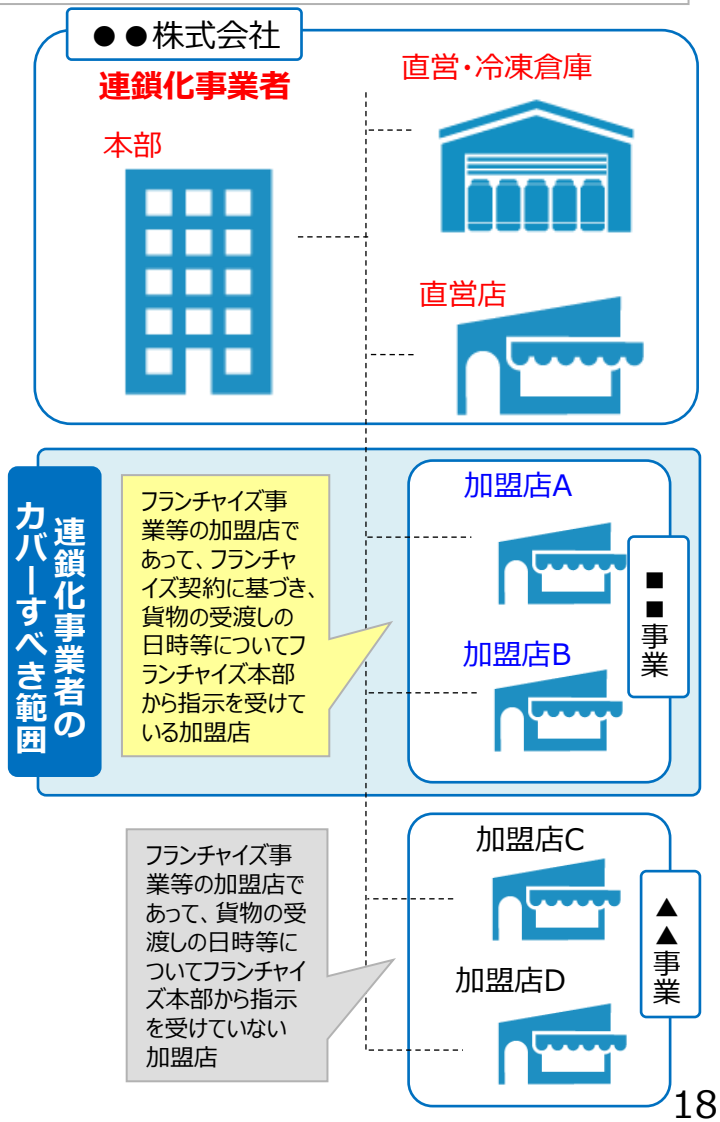

2-1. 寄託倉庫を利用している場合

○　**寄託倉庫は寄託者が荷主として荷待ち時間等の短縮に努めるべき対象施設**に含まれ、取扱貨物重量は**特定事業者の指定基準重量に計上**される。ただし、**時間計測の対象施設からは除外**できる。

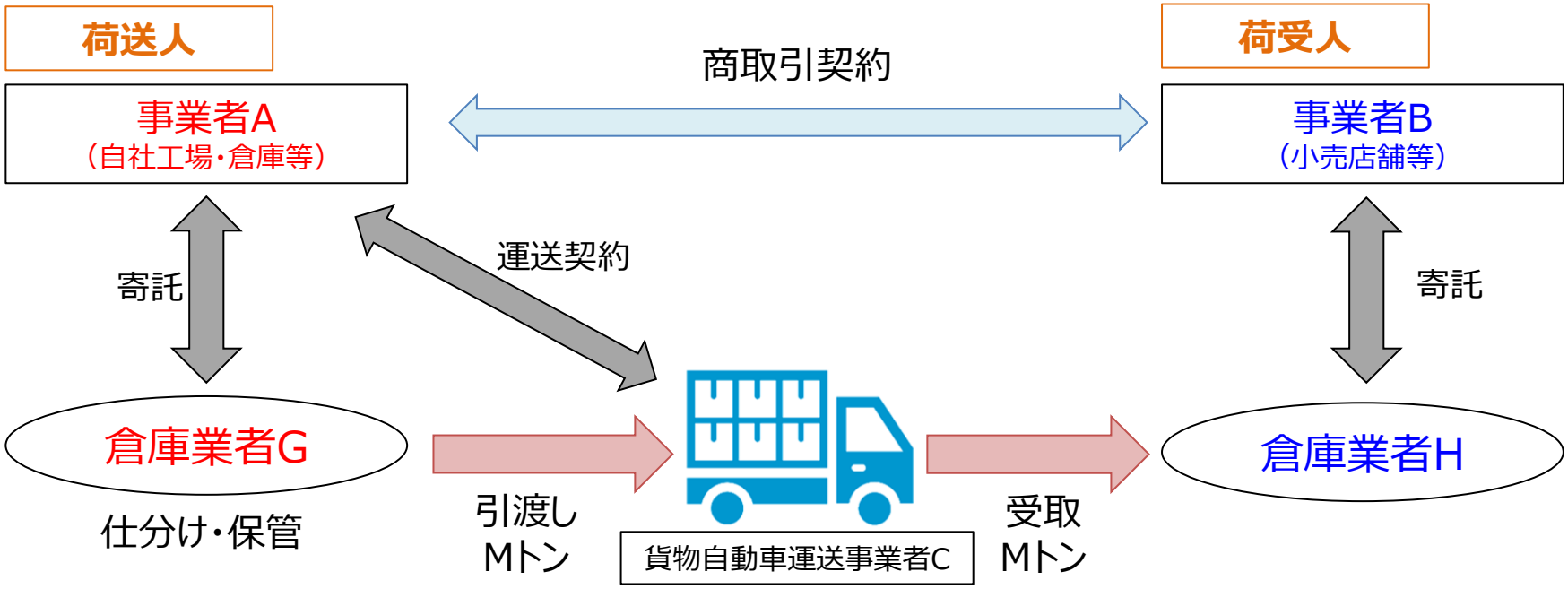

第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

2-2. 物流子会社や３PL事業者を利用している場合

○　**物流子会社や３PL事業者**(※)が自らの「貨物の運送の事業」として運送契約を結び、又は「貨物の運送及び保管の事業」として貨物の受渡しを行う場合は荷主に該当せず、**これらの事業者に運送契約等の物流業務を委託した者が荷主**となる。

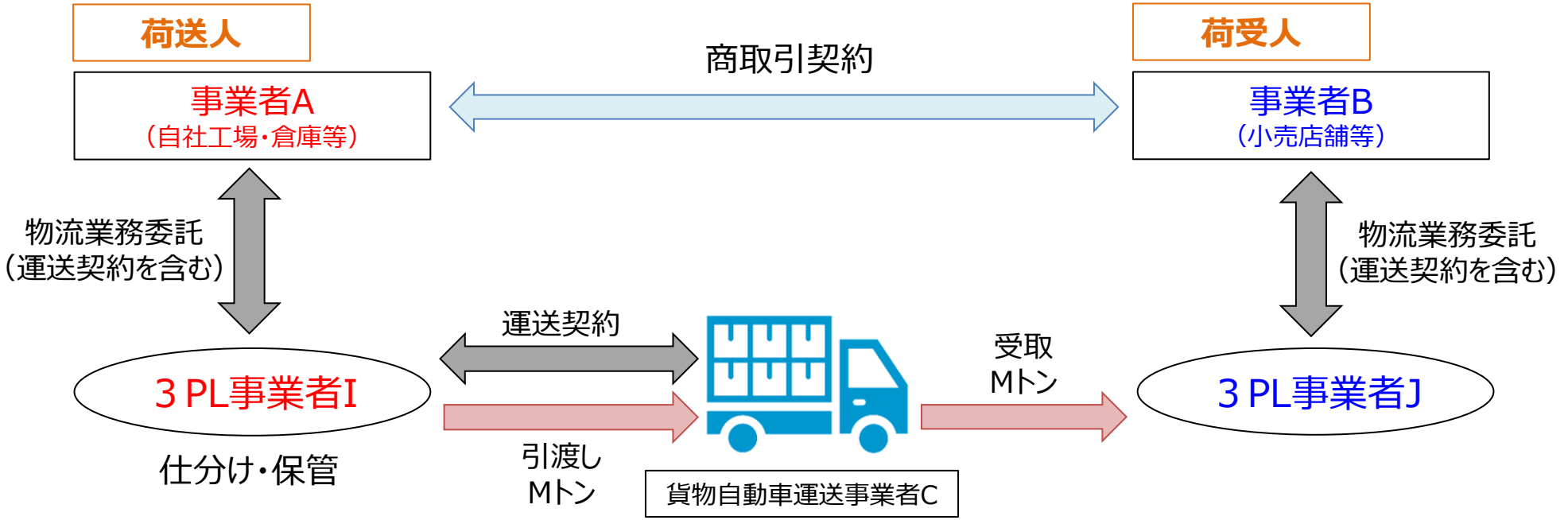

※ ３PL（third party logistics）は、荷主企業に代わって、最も効率的な物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それを包括的に受託し、実行するもの。貨物利用運送事業を含む場合が多い。

（参考）物流子会社や３PL事業者を利用した引取物流

○　物流子会社や3PL事業者を利用した引取物流の場合は、「1-2.引取物流」のパターンと同様に、荷受人が第一種荷主、荷送人が第二種荷主となる。

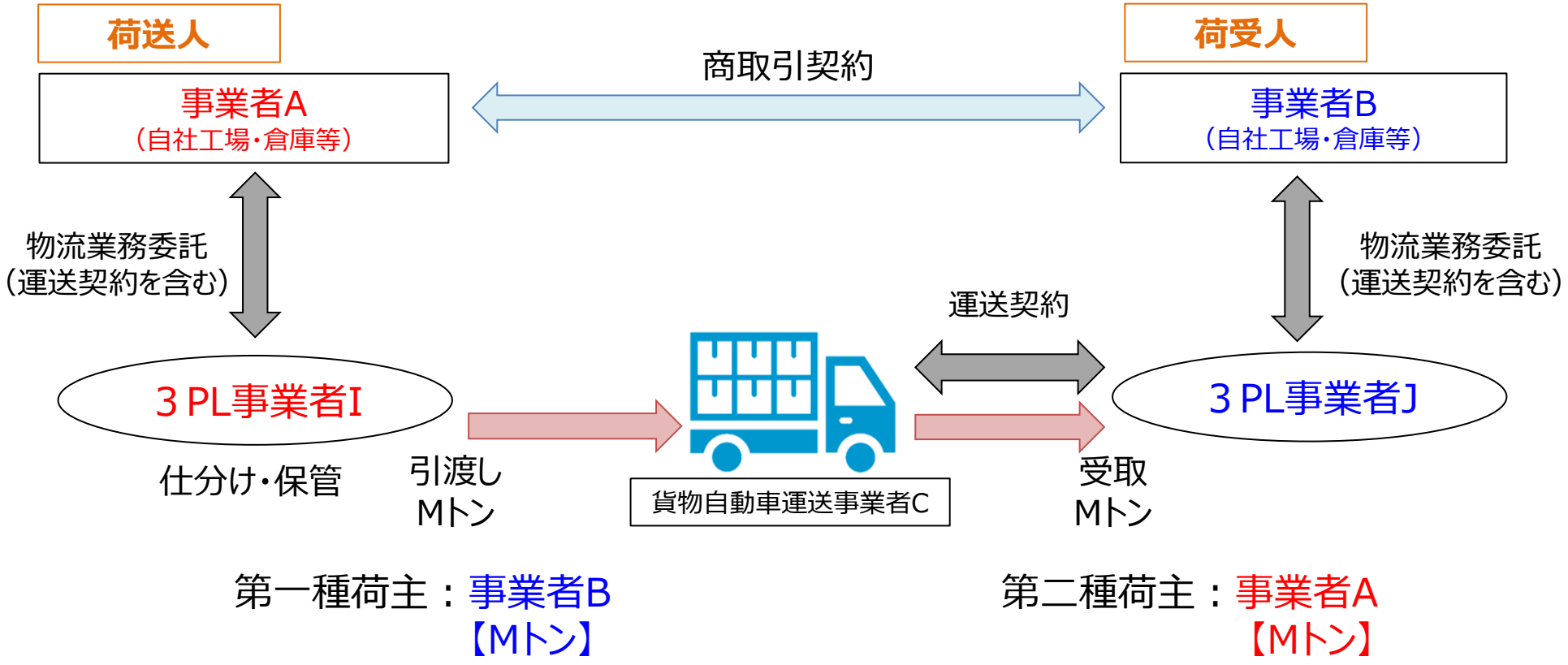

（参考）物流子会社や３PL事業者を利用した社内物流

○ **同事業者の拠点間の輸送手配を３PL事業者に委託**（運送契約を含む物流業務委託）している場合、荷送人及び荷受人の双方が同事業者であるため当該事業者が第一種荷主に該当し、**第二種荷主は該当なし**とする。

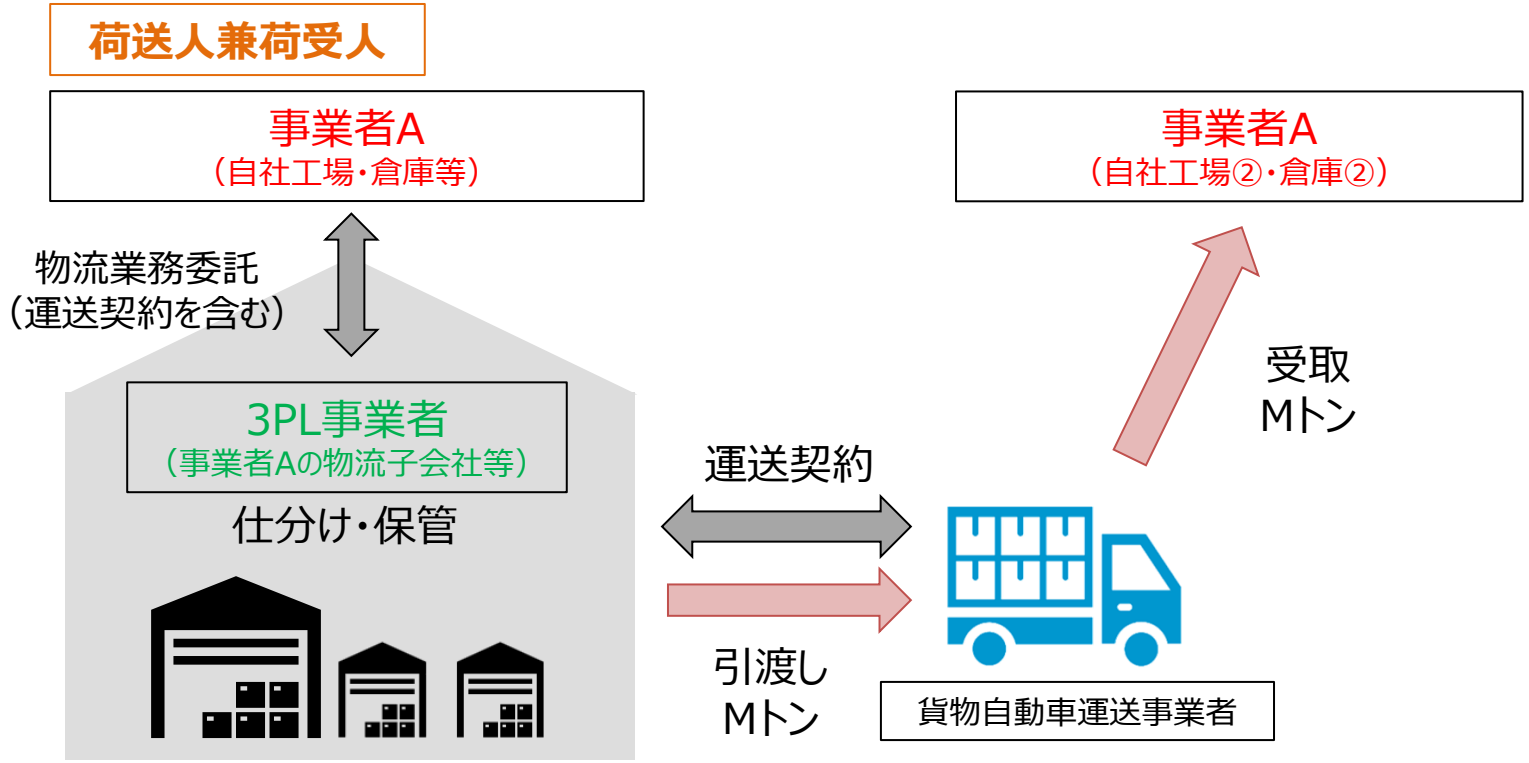

※ 特定事業者の指定基準重量への計上は、引渡し又は受取のいずれかのみ、第一種荷主としての重量に計上すればよい。

2-3. 特定企業専用倉庫・配送センターの運営を委託している場合

○　小売の配送センターなど**特定企業専用の物流拠点の運営を卸売業者等が受託**し、他の卸売業者等が当該企業のために行う仕入れもまとめて受渡し・発送している場合、**当該企業を荷主**とする。

入庫時
第一種荷主：メーカーA【Mトン】
第二種荷主：スーパーB【Mトン】
※　商取引①～③共通

出庫時
第一種荷主：スーパーB【M'トン】
※　卸売業者は、自らの「貨物の運送及び保管の事業」として受渡しや発送を行うため、荷主に該当しない。
第二種荷主：なし
※　商取引④・⑤共通

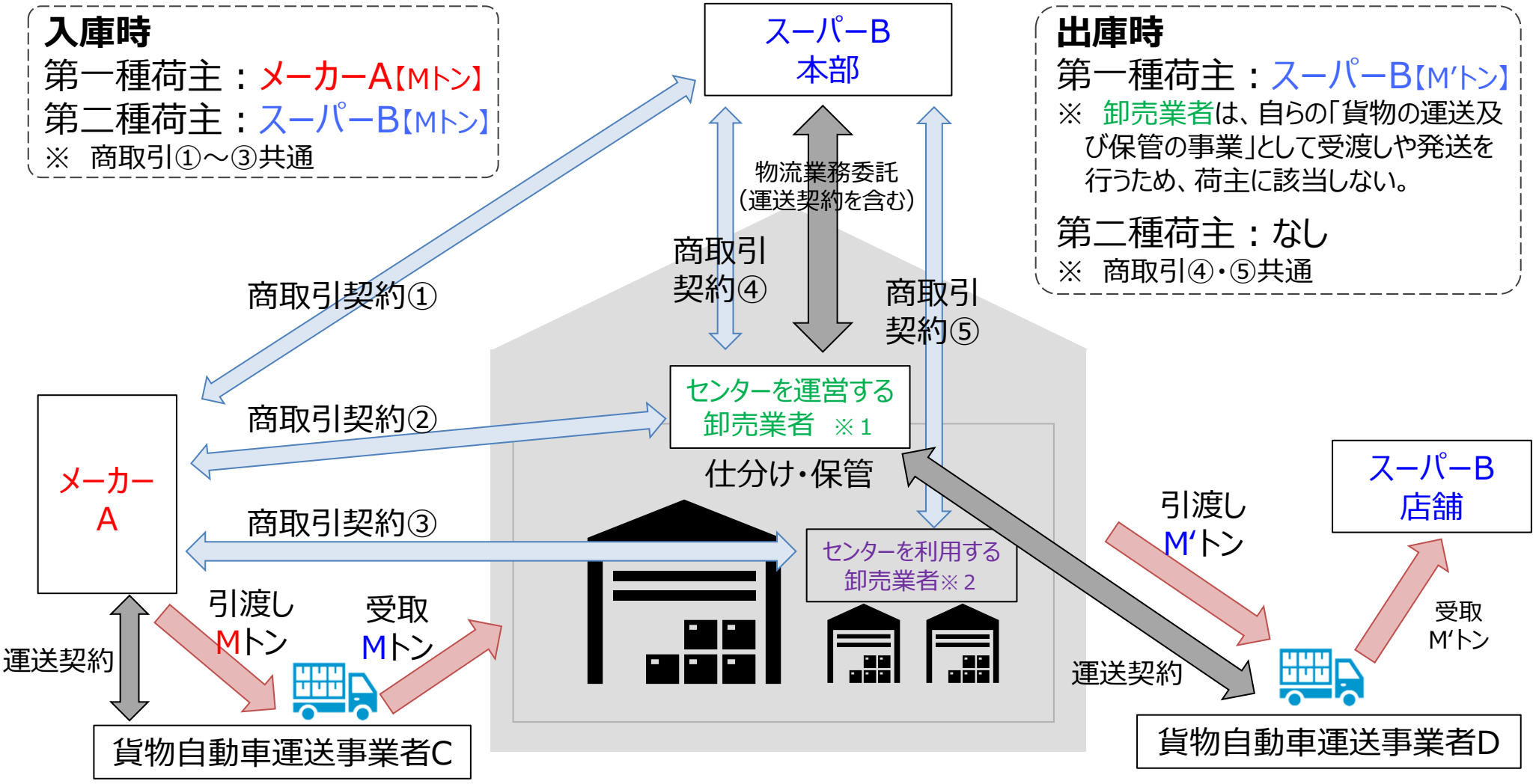

※1　スーパーBと商取引契約のほか、センター運営のための物流業務委託契約を締結している卸売業者。物効法上、当該センターはスーパーBが管理する施設として扱う。
※2　スーパーBと商取引契約のみ締結し、センターを利用している卸売業者。

（参考）小売専用センターを卸売業者が運営し３PLを利用している場合

○　2-3で卸売業者が３PLを利用している場合も同様に、**専用センターを利用する当該企業を荷主**とする。

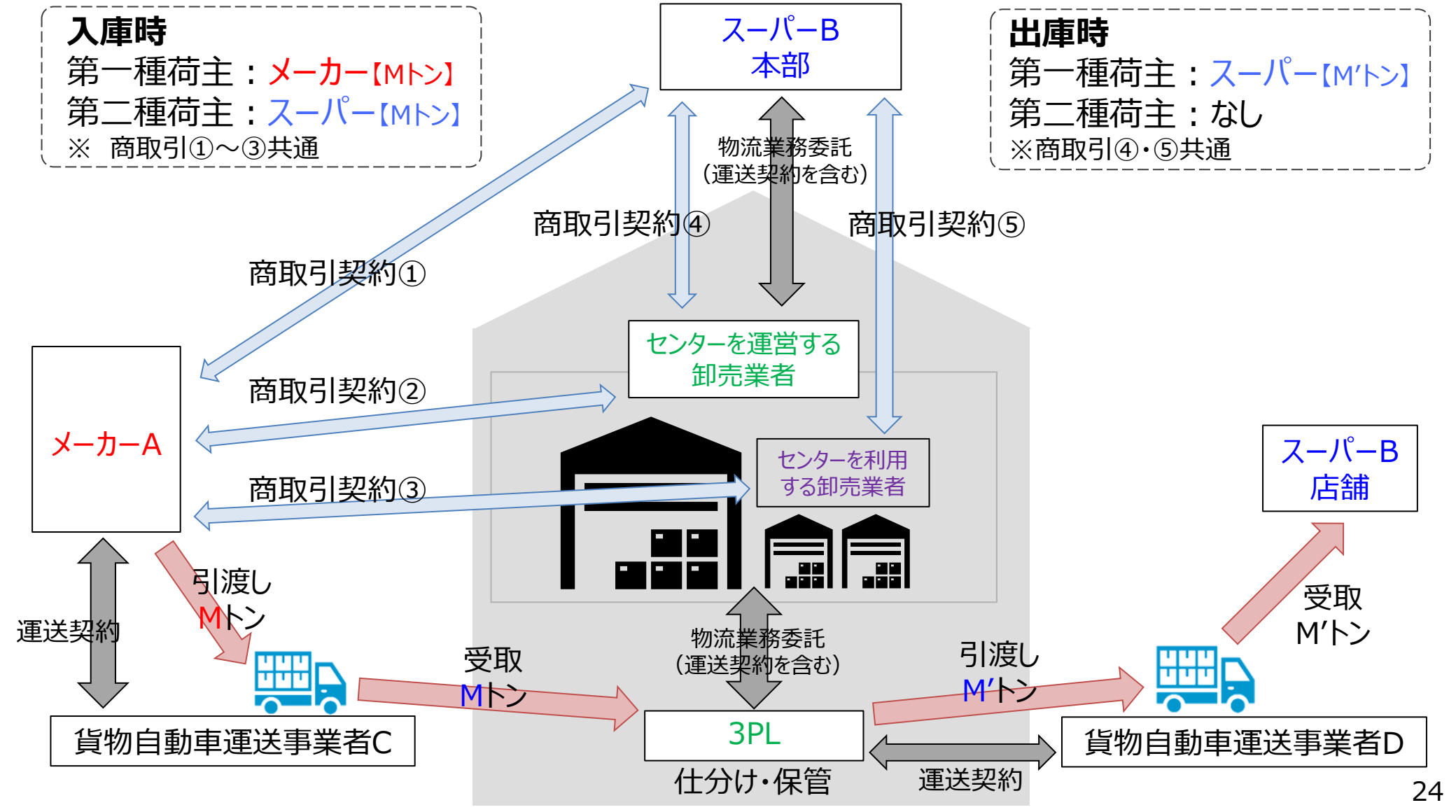

（参考）卸売業者が所有する配送センターで自らの事業のために倉庫・物流事業も行う場合

○　卸売業者が自ら管理する配送センターで荷を仕入れ・発送する場合、**荷主は当該卸売業者**とする。

入庫時
第一種荷主：メーカー【Mトン】
第二種荷主：卸売業者【Mトン】

出庫時
第一種荷主：卸売業者【M'トン】
第二種荷主：スーパーB【M'トン】

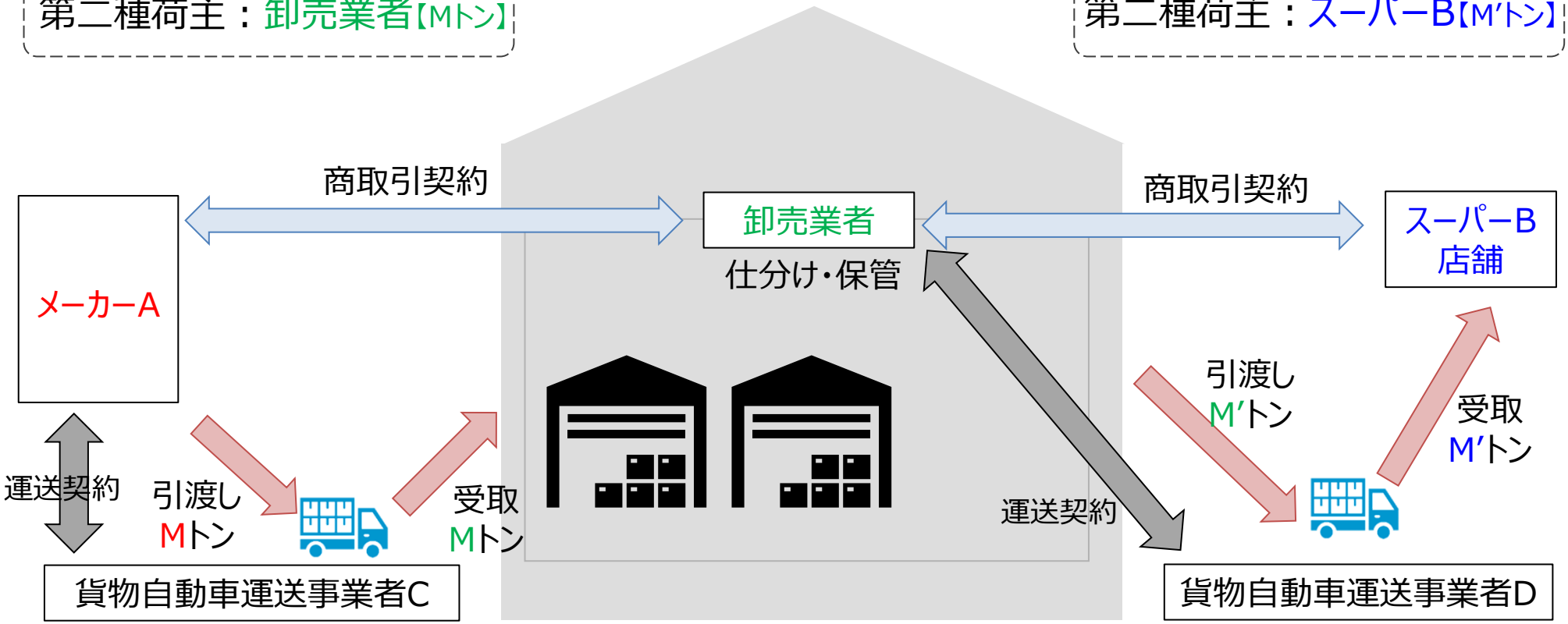

（参考）倉庫業者が荷主に該当するパターンについて

○　事業者Xと寄託契約を締結した倉庫業者Aが、当該**事業者Xからの指示によらず、自社都合**（庫腹調整など）**により他の施設に貨物を運搬する場合、倉庫業者Aが荷主に該当**する。

○ 倉庫業者Aの都合による運送の場合

第一種荷主：倉庫業者A　【Mトン】

第二種荷主：なし

注）自社倉庫間で横持ち*する場合も、他社の倉庫に再寄託**する場合も同じ。

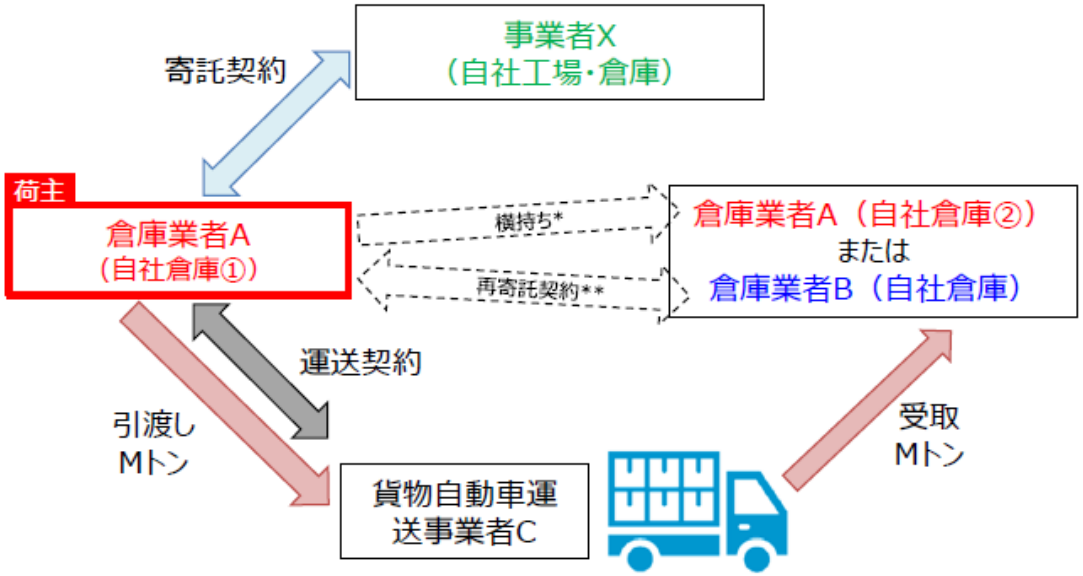

3-1. 委託販売

○ **販売を受託した者が、販売委託者から買受人までの運送契約を締結する場合**、商品の所有権は当該受託者に渡らないが、当該受託者は運送契約を締結するため第一種荷主に該当し、貨物を引き渡す当該販売委託者及び貨物を受け取る買受人（荷受人）が第二種荷主に該当する。

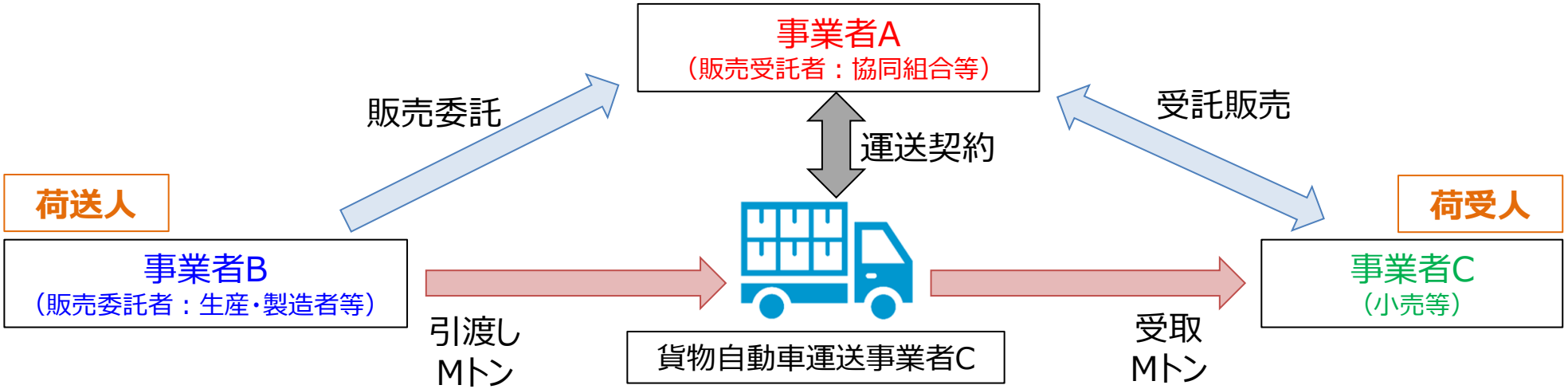

第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者B及び事業者C
【Mトン】　【Mトン】

3-2. 材工請負

○　施工現場において使用する資材等について、**下請（材工請負）事業者が発注し、資材メーカー等が運送契約を締結して施工現場に配送、下請事業者が受け取る場合**は、**資材メーカー等が第一種荷主、資材等を発注した下請事業者が第二種荷主**に該当する。

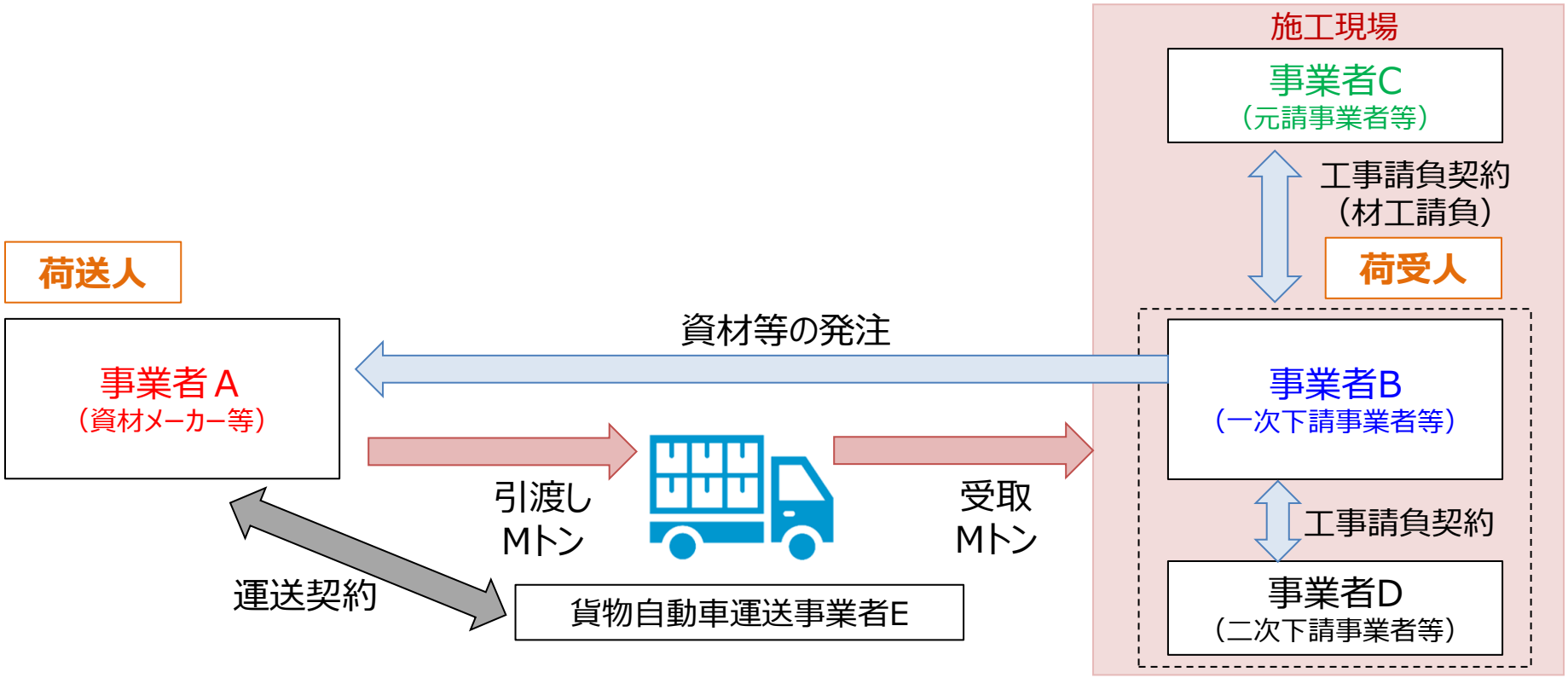

第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

3-3. 元請事業者が資材等を発注している場合

○　施工現場において使用する資材等について、**元請事業者が発注し、資材メーカー等が運送契約を締結して施工現場に配送、下請事業者が受け取る場合**は、**資材メーカー等が第一種荷主**、**元請事業者が第二種荷主**に該当する。

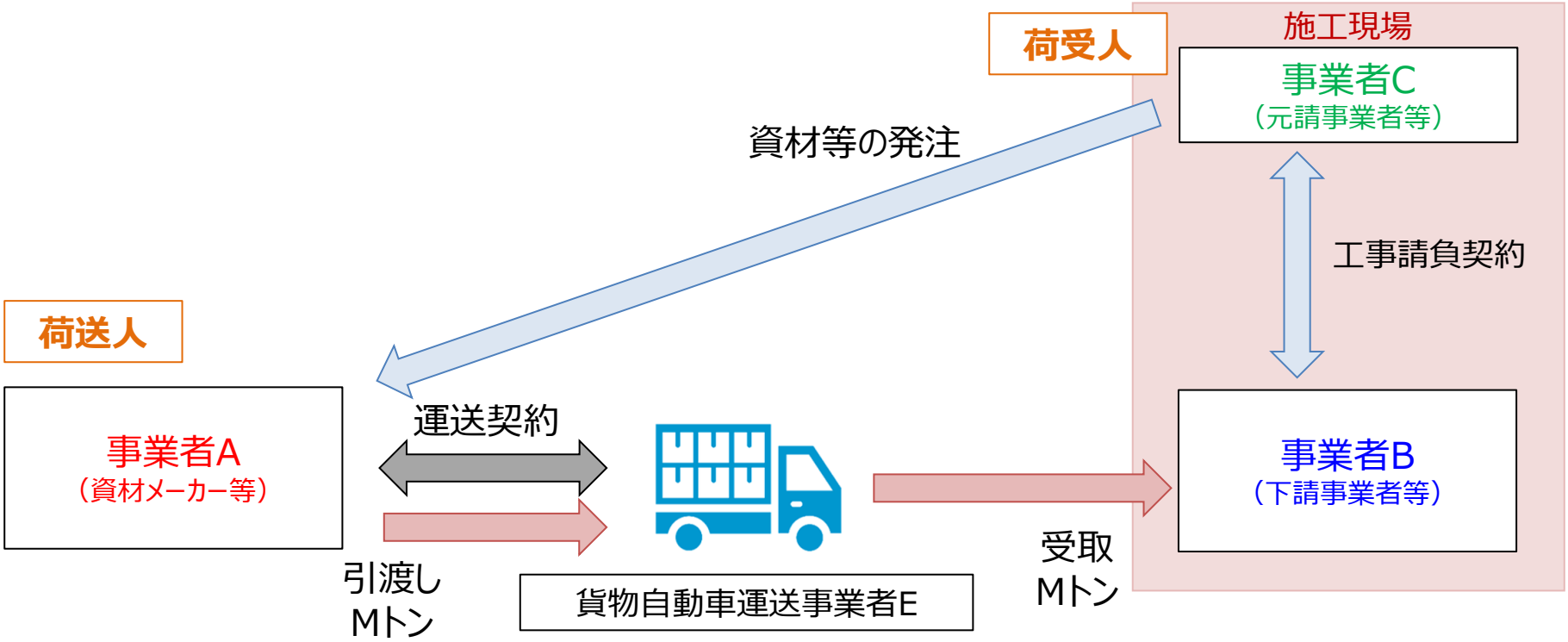

第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者C
【Mトン】

※事業者Cは、事業者Bに「運転者から受け取らせる者」であるので、第二種荷主に該当する。

3-4. 製造メーカー等が業務を発注している場合

○　製造メーカー等が製造部品等について、**部品メーカーに発注し、当該部品メーカー等が運送契約を締結して配送し、業務請負事業者が受け取る場合**は、**部品メーカー等が第一種荷主となり、事業者Bは第二種荷主となる。**

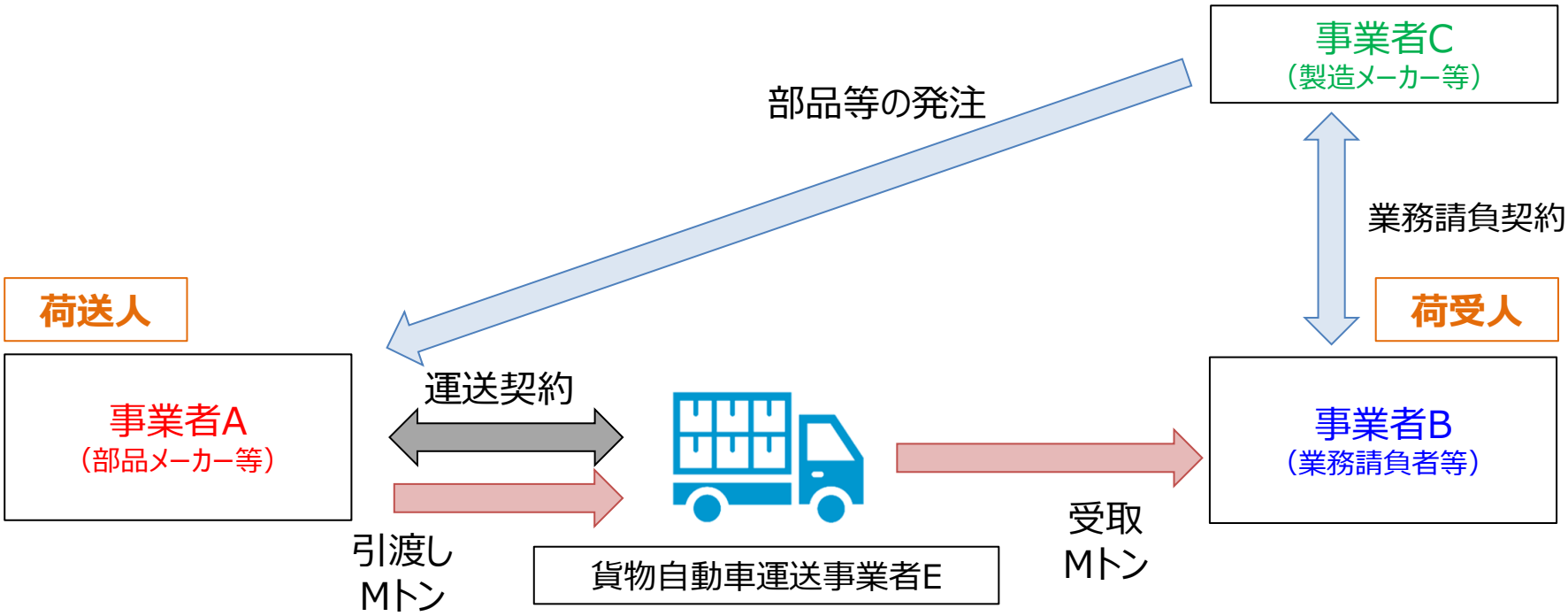

第一種荷主：事業者A　【Mトン】

第二種荷主：事業者B　【Mトン】

3-5. 商流のみに関わる場合

○ **商品を仕入れ、販売した者が**、当該商品の**運送契約については仕入元又は販売先に締結させ、仕入元と販売先とで直接配送・受渡しする**こととした場合、商品の所有権は一度当該者に渡るが、**当該者は荷主に該当しない。**

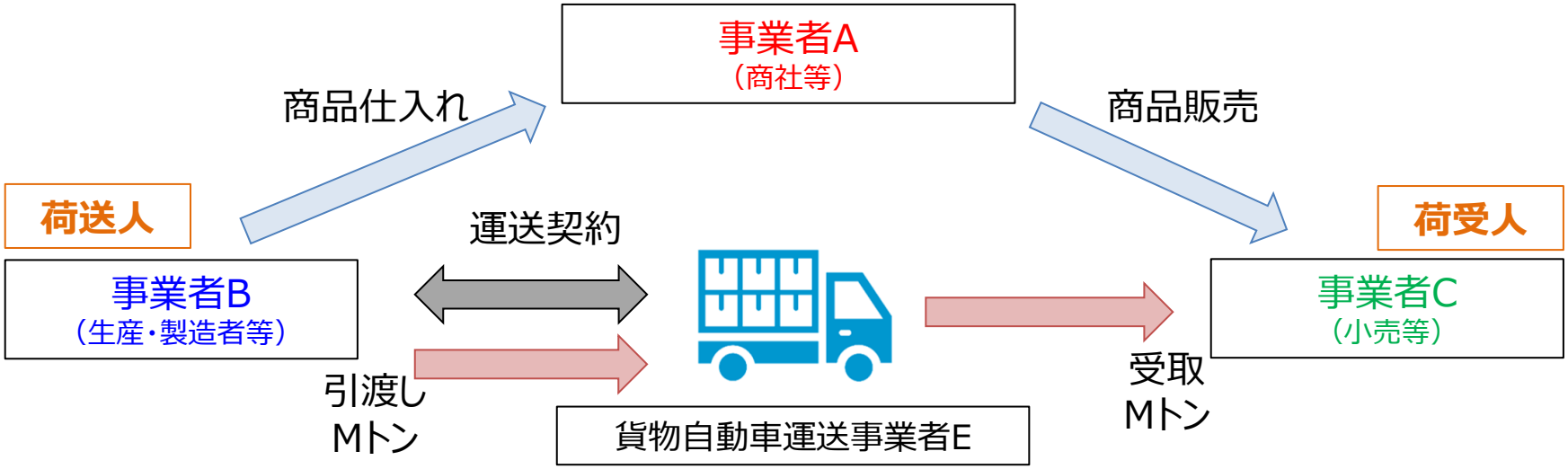

第一種荷主：事業者B
【Mトン】

第二種荷主：事業者C
【Mトン】

3-6. 運送契約を締結するが貨物の受渡しに関わらない場合

○　当該商品輸送に関し**運送契約を締結するが**、商品の引渡しが仕入れ先、受取が取引先など、**仕入元と販売先とで直接配送・受渡しする**こととした場合、運行契約を締結した事業者Aが第一種荷主となる。

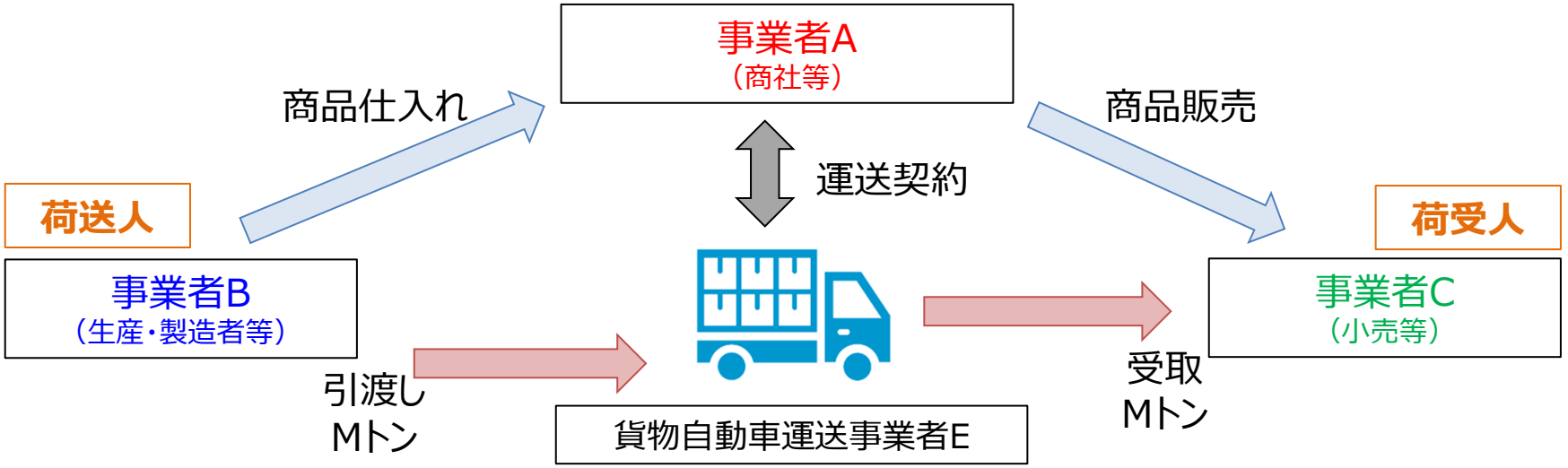

第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者B、事業者C
【Mトン】、【Mトン】

4-1. 事業者・消費者間の物流

○　荷主は「自らの事業に関し」貨物の運送や受渡しを行う者であり、事業者ではない個人消費者は荷主に該当しない。

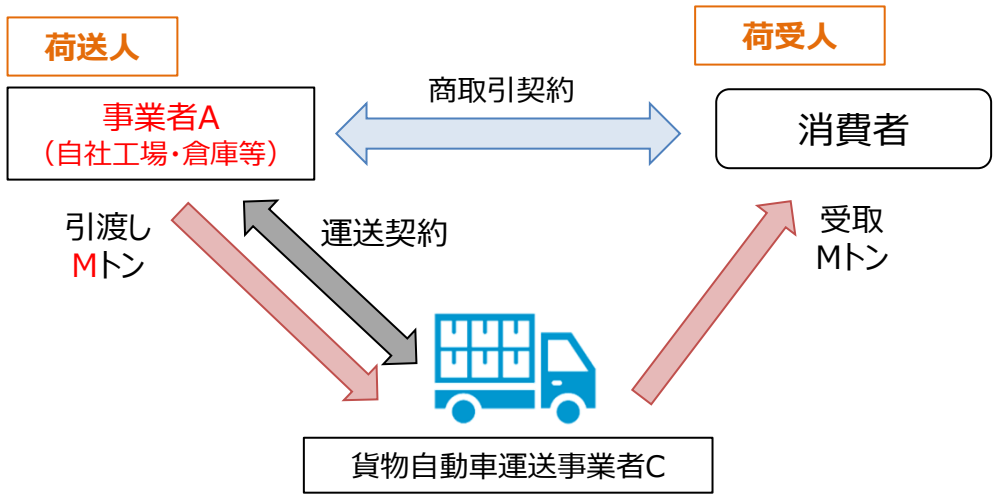

第一種荷主：事業者A【Mトン】
第二種荷主：なし

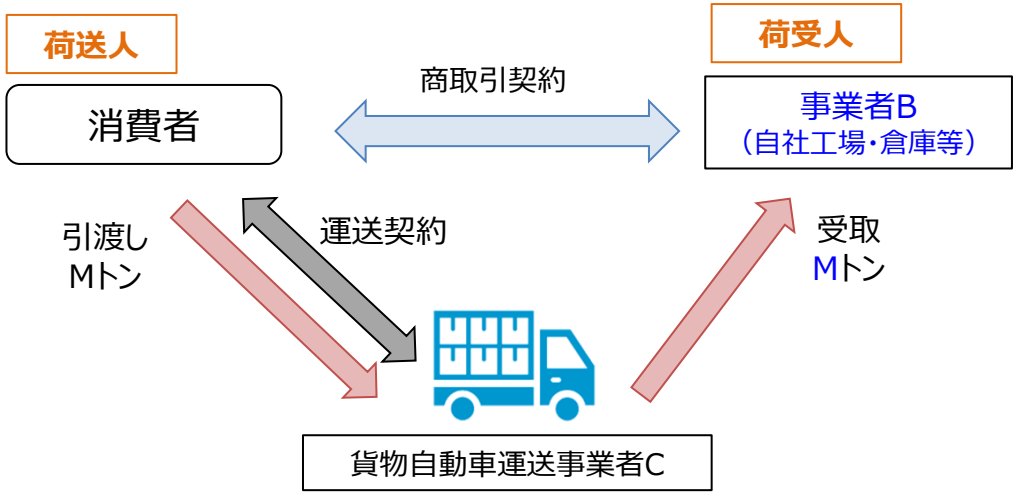

第一種荷主：なし
第二種荷主：事業者B【Mトン】

4-2. 共同配送

○ **複数企業が共同で配送センターを運営する場合**は、特定事業者の指定基準重量に計上する**取扱貨物重量を按分**で把握することや、**荷待ち時間等の計測の対象外とすること**を**許容**する。

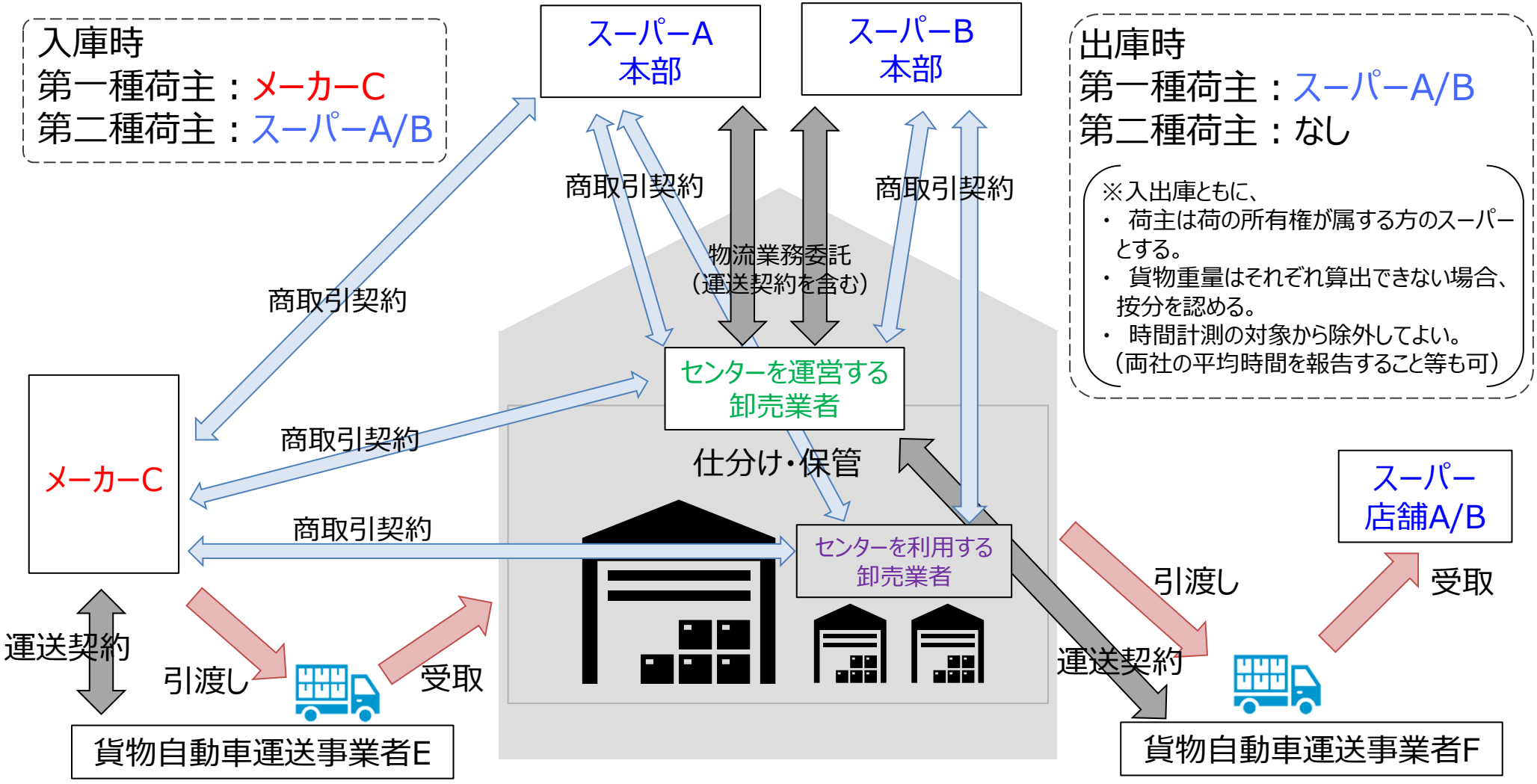

4-2. 共同配送

○ **複数企業が共同で配送センターを運営する場合**は、特定事業者の指定基準重量に計上する**取扱貨物重量を按分で把握**することや、**荷待ち時間等の計測の対象外とすることを許容**する。

入庫時
第一種荷主：メーカー①/②/③
第二種荷主：なし

出庫時
第一種荷主：メーカー①/②/③
第二種荷主：スーパー

※入出庫ともに、
- 荷主は荷の所有権が属するメーカーとする。
- 時間計測の対象から除外してよい。
（両社の平均時間を報告すること等も可）

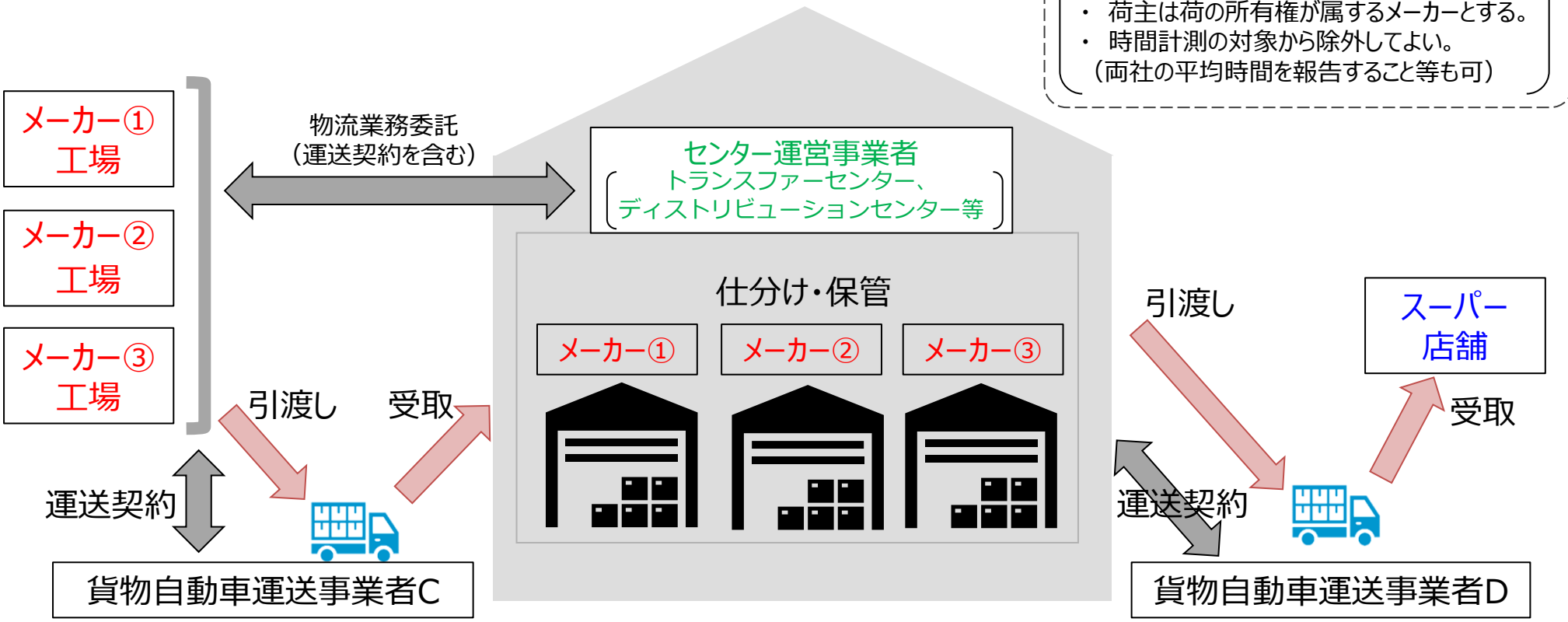

（参考）物流事業者が共同配送を行う場合

○ **貨物自動車運送事業者が複数企業に寄託された荷を自社施設で積み合わせ配送**する場合、当該中継施設での積卸しについて**第一種荷主及び第二種荷主は存在しない。**

入庫時
第一種荷主：メーカー①/②/③
第二種荷主：なし

出庫時
第一種荷主：なし
第二種荷主：スーパーB

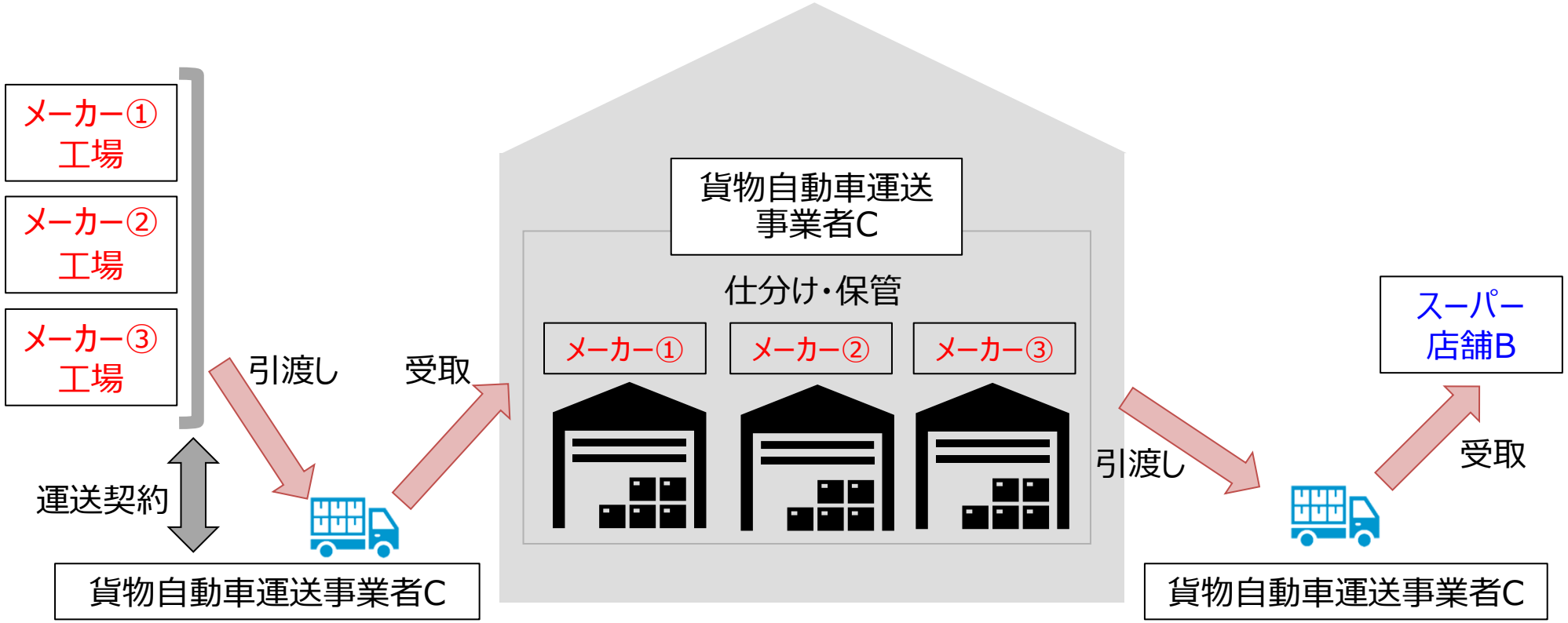

4-3. 巡回集荷/配送

○ **巡回集荷・配送の場合**、原則、**一回の受渡しごとに荷待ち時間等を計測**し、短縮に努める。
特定事業者の指定基準重量には**一回の受渡しごとに受け渡した貨物の重量を計上**する。

第一種荷主：事業者A【M1+M2+M3トン】
第二種荷主：事業者①【M1トン】
事業者②【M2トン】
事業者③【M3トン】

※　定期報告に巡回集荷を行っている旨が記載されている施設・運行については、指導等に当たり、以下の事情を考慮する。
- 第一種荷主において、複数の集荷先の荷を検品するために荷役等時間が延びる場合がある
- 第二種荷主において、前の第二種荷主での積込時の荷待ち・荷役等に起因し到着が遅れた結果、予約時刻に間に合わず荷待ち時間等が延びる場合がある

※　積込み・積卸しを同時に行うなど、荷待ち時間等の切り分けが困難な場合は、時間計測の対象から除外してよい

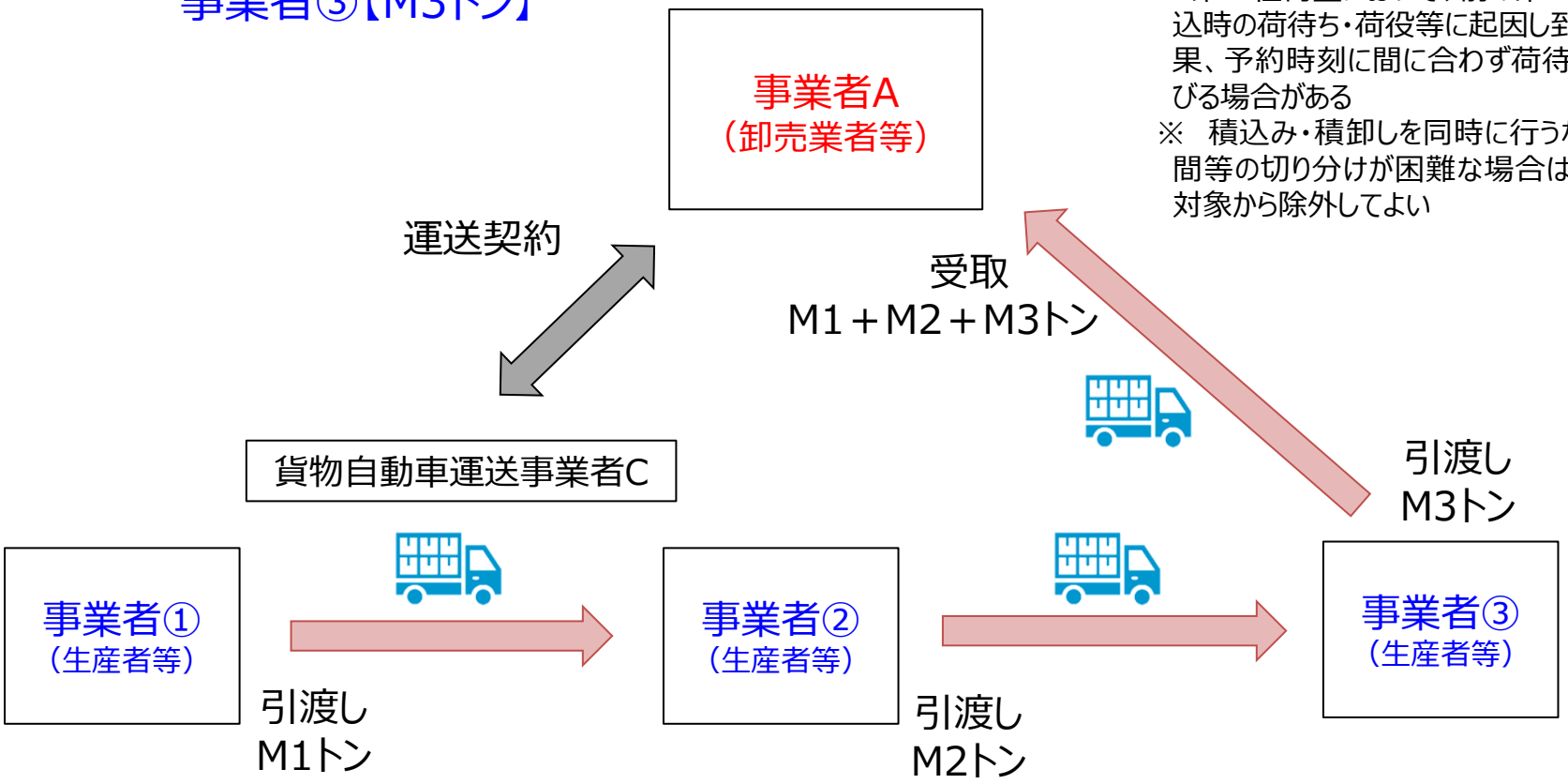

4-3. 巡回集荷/配送

○ **巡回集荷・配送の場合**、原則、**一回の受渡しごとに荷待ち時間等を計測**し、短縮に努める。
特定荷主の指定基準重量には**一回の受渡しごとに受け渡した貨物の重量を計上**する。

第一種荷主：事業者A【M1+M2+M3トン】
第二種荷主：事業者①【M1トン】
事業者②【M2トン】
事業者③【M3トン】

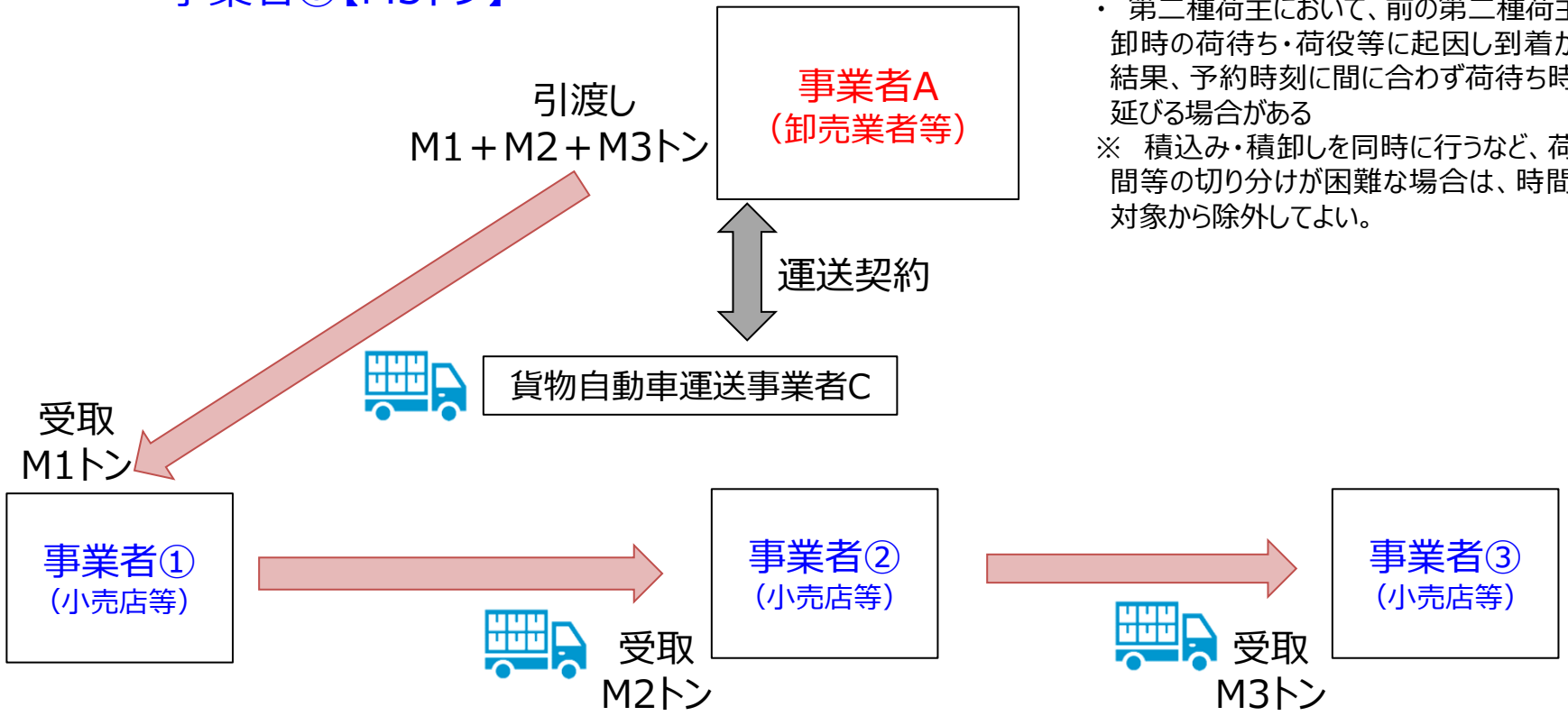

※　定期報告に巡回配送を行っている旨が記載されている施設・運行については、国は指導等を実施するに当たり、以下の事情を考慮する。
- 第一種荷主において、配送順や荷崩れを考慮し適切に積み合わせるために荷役等時間が延びる場合がある
- 第二種荷主において、前の第二種荷主での荷卸時の荷待ち・荷役等に起因し到着が遅れた結果、予約時刻に間に合わず荷待ち時間等が延びる場合がある

※　積込み・積卸しを同時に行うなど、荷待ち時間等の切り分けが困難な場合は、時間計測の対象から除外してよい。

（参考）テナントへの輸送

○　貨物を受け取る事業者の店舗等がショッピングセンターや百貨店等にある場合、搬出入の場所や利用可能時間帯が施設管理者側で決定されている場合がある。
　この場合、搬出入口は共用部であり、荷待ち時間等の把握やその責任の切り分けが困難であることから、当該施設内の店舗は時間計測対象施設から除いてよい。

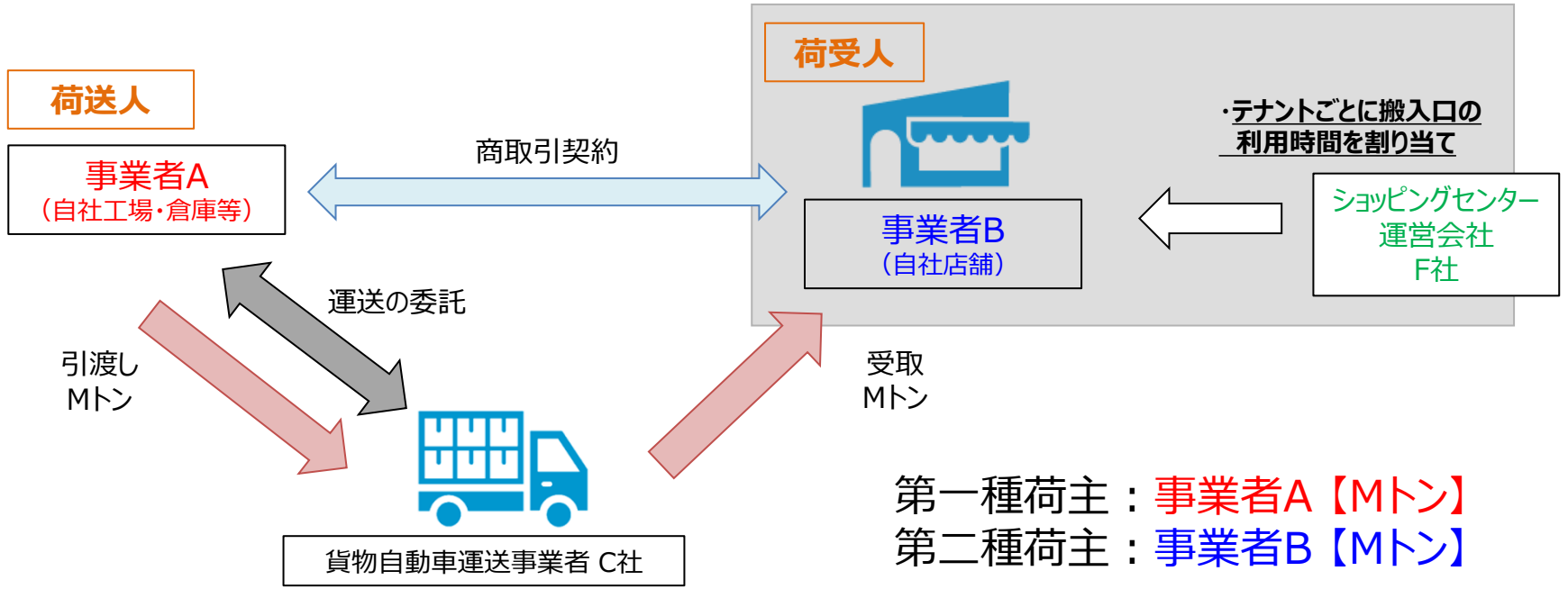

第一種荷主：事業者A【Mトン】
第二種荷主：事業者B【Mトン】

（参考）駐車スペースから店舗が離れている場合

○　店舗が繁華街や駅構内、ショッピングセンター内などにあり、駐車スペースから店舗が遠い場合、更に複数店舗を回るなどで搬送（横持ち）が発生する場合においても、当該搬送は荷役等に該当するが、環境特性により当該荷役等時間の短縮が困難である場合は、当該荷役等時間の報告を省略してよい。（※ただし長期的には出店計画等において物流改善に配慮するなどの取組をすることが望ましい。）

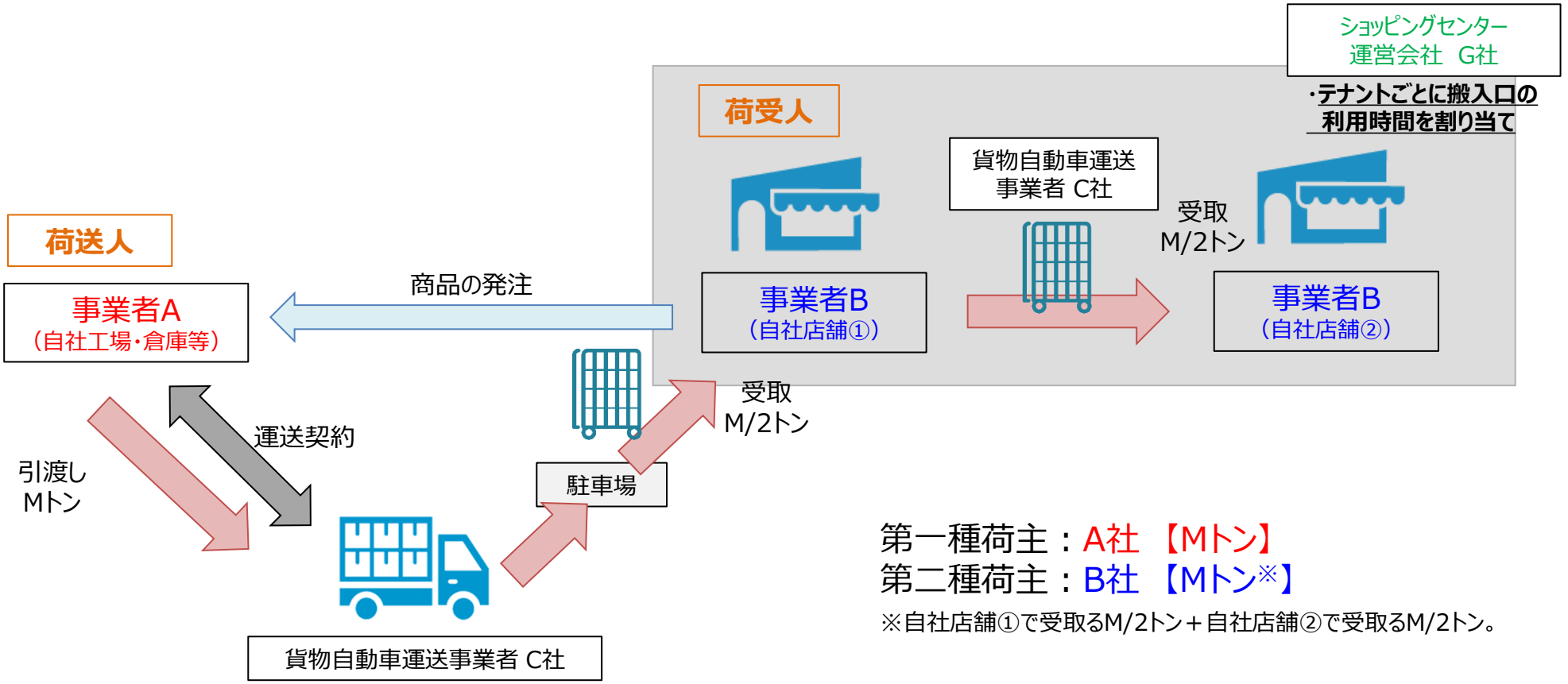

第一種荷主：A社　【Mトン】
第二種荷主：B社　【Mトン※】

※自社店舗①で受取るM/2トン＋自社店舗②で受取るM/2トン。

4-4. 海外への運送

○　海外へ発送するために**国内の港湾・空港**までの運送をトラック事業者に行わせる場合、荷主の努力義務及び特定事業者の指定基準重量への計上の対象となる。

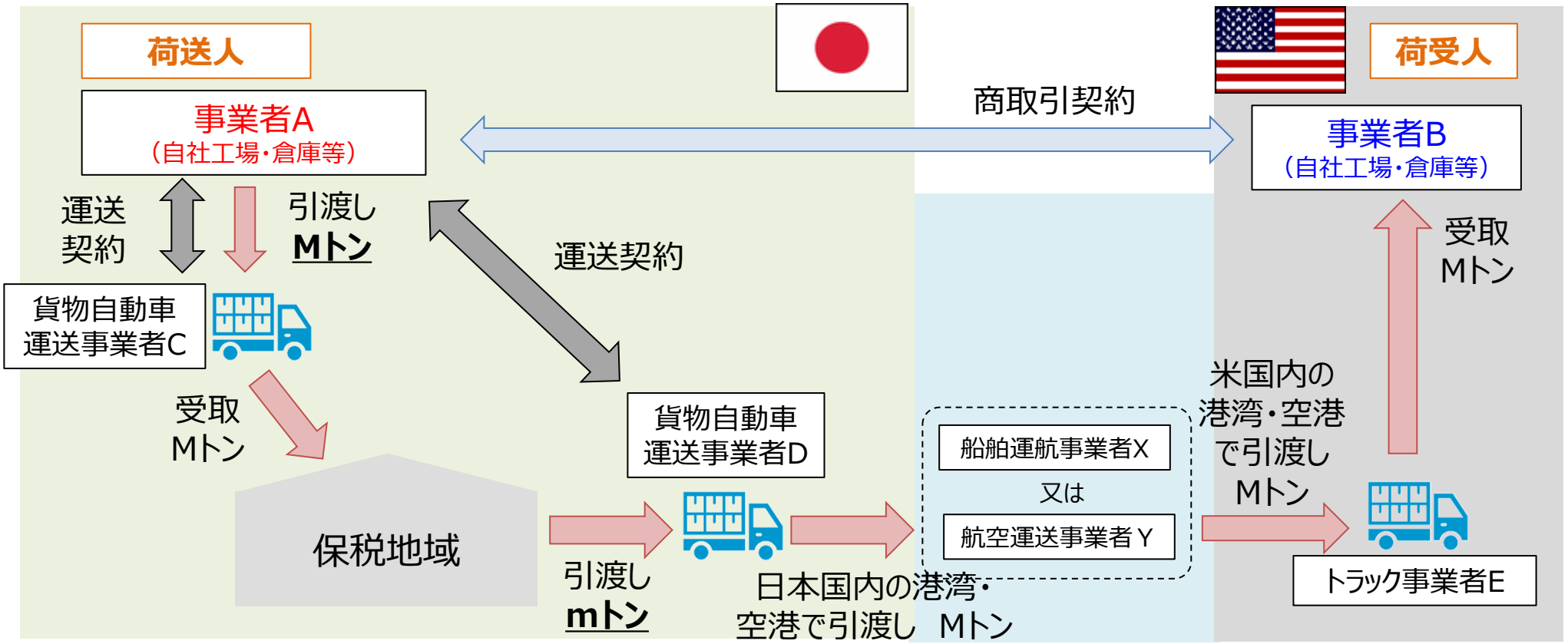

第一種荷主：事業者A【Mトン or M＋mトン】

※保税地域での積替え等により通関前後の輸送を異なる事業者に依頼する場合はM＋mトン、保税地域での積替えを行わず、通関前後の輸送を同一事業者に依頼する場合はMトン。

第二種荷主：なし

※本法においては保税地域も対象範囲内となるが、保税地域における受渡しが運送又は保管の事業としての受渡しである場合、当該受渡しは第二種荷主にならない

※事業者Bは日本国外での受取であるため第二種荷主にならない

4-5. 海外からの運送

○海外から国内の港湾・空港に運送された貨物について、荷受人である国内の事業者が引取物流を行う場合、当該事業者は第一種荷主となり、荷主の努力義務及び特定事業者の指定基準重量への計上の対象となる。

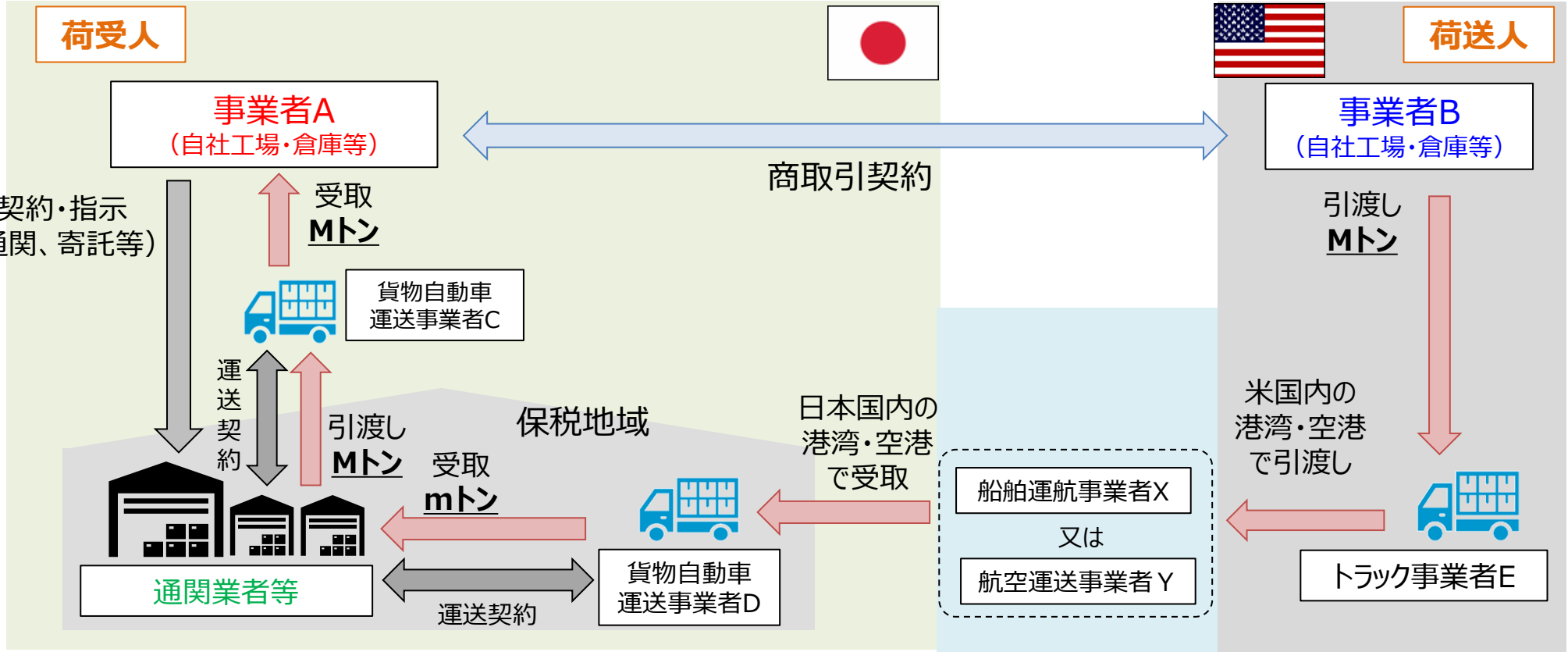

第一種荷主：事業者A【Mトン or M＋mトン】

※通関業者等を介さずに事業者Aが運送契約を締結する場合も第一種荷主となる
※事業者Bは日本国外での引渡しであるため、第一種荷主にならない
※保税地域からの引渡し分に加えて、保税地域内での受取分の輸送も依頼する場合はM＋mトン

第二種荷主：なし

※本法においては保税地域も対象範囲内となるが、保税地域における受渡しが運送又は保管の事業としての受渡しである場合、当該受渡しは第二種荷主にならない

4-5. 海外からの運送

○海外から国内の港湾・空港に運送された貨物について、商社等の事業者が引取物流を行う場合、当該事業者は第一種荷主となり、荷受人は第二種荷主となり、それぞれ荷主の努力義務及び特定事業者の指定基準重量への計上の対象となる。

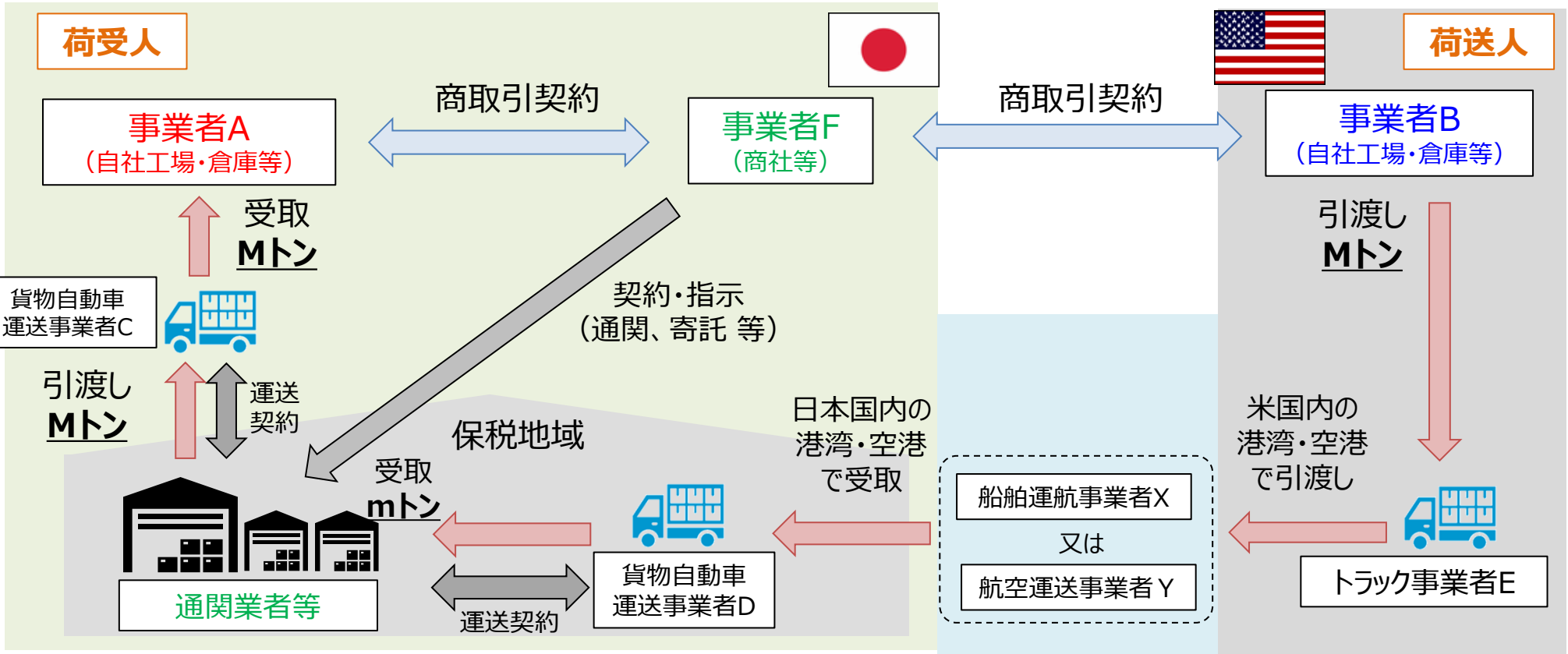

第一種荷主：事業者F【Mトン or M＋mトン】

※通関業者等を介さずに事業者Fが運送契約を締結する場合も第一種荷主となる
※事業者Bは日本国外での引渡しであるため、第一種荷主にならない
※保税地域からの引渡し分に加えて、保税地域内での受取分の輸送も依頼する場合はM＋mトン

第二種荷主：事業者A【Mトン】

※本法においては保税地域も対象範囲内となるが、保税地域における受渡しが運送又は保管の事業としての受渡しである場合、当該受渡しは第二種荷主にならない

（参考）外国人国際第二種貨物利用運送事業者を利用する場合

○　海外へ発送するために**国内の港湾・空港**までの運送を外国人国際第二種貨物利用運送事業者に行わせる場合や、海外からの受荷について**国内の港湾・空港**からの運送を外国人国際第二種貨物利用運送事業者に行わせる場合も、荷主の努力義務及び特定事業者の指定基準重量への計上の対象となる。

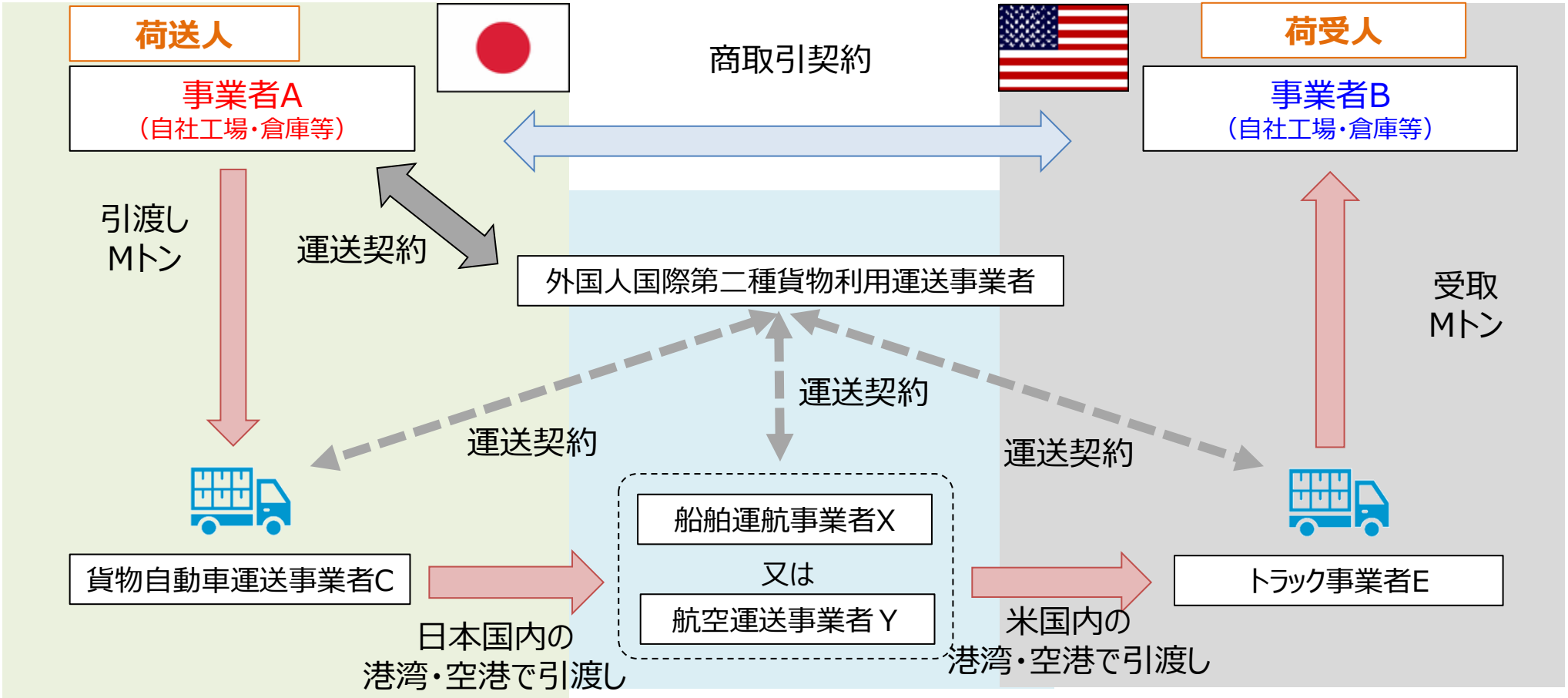

第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：なし
（※事業者Bは日本国外での受取であるため第二種荷主にならない）

4-6. 廃棄物運搬における荷主の考え方とポイント

【廃棄物の運搬における市町村　及び　排出事業者の荷主への当てはめ方】

・自社トラック以外のトラックを廃棄物の運搬に利用していますか？
（例：収集運搬業者に収集等を委託する排出事業者等）

・自社トラック以外のトラックから廃棄物を受け取っていますか？
（例：収集運搬業者から廃棄物を受け取る中間処理業者等）

はい

＜引渡し＞
①廃棄物の収集等について、貨物自動車運送事業の許可を有している廃棄物収集運搬業者に委託している。

→ **第一種荷主**

＜引渡し＞
②廃棄物の収集等について、上記以外の、廃棄物収集運搬業者に委託している。

→ **第二種荷主**

①か②か分からない。

→ **第二種荷主**

＜受取り＞
自社トラック以外のトラックから廃棄物を受け取っている。

→ **第二種荷主**

いいえ

物流効率化法上の荷主には該当しない

【考え方のポイント】

・一般廃棄物及び産業廃棄物の収集等を受託する事業者が、①貨物自動車運送事業の許可を有している場合、当該事業者に貨物自動車運送事業法の運送委託をしている排出者（荷主）は第一種荷主として、②貨物自動車運送業の許可を有しているか不明又は有していない場合、当該事業者に廃掃法上の収集等を委託している排出者（荷主）は第二種荷主として、荷待ち時間等の短縮や積載効率の向上等の取組に努めてください。**※なお、フロー図においては廃棄物処理法の遵守を前提としています。**

【荷主に該当しないケース】

・住民は物流効率化法上の荷主に該当しない。
・住民がトラックにてごみ処理施設に自ら排出した一般廃棄物を輸送した場合、住民は物流効率化法上の運転手に該当しないため、ごみ処理施設は荷主に該当しない。
・市町村自身がいわゆる家庭系一般廃棄物の運搬を実施し、自身のごみ処理施設に運搬する場合、市町村は荷主に該当しない。